

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性1

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和4年度			今後の方針	今後の取り組み内容	担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由			
1	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの推進	P29	① 育児休業等取得しやすい環境の整備	市役所職員に対し、育児休業等に関する資料を配布し、取得手続や経済的支援等について情報提供します。また、研修等において育児休業制度等を周知します。	職員向けの「子育て応援パンフレット」を作成し、グループウェアのキャビネットで制度の周知をはかるとともに、窓口での説明を徹底しました。また、育児休業制度等については新規採用職員研修にて説明を行いました。	A	育児休業取得者は増加してきたため、一定の効果が見込むことができたと考えます。	現状維持	引き続き育児休業等に関する資料を配布し、取得手続や経済的支援等について情報提供します。また、研修等において育児休業制度等を周知します。	人事課
2	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの推進	P29	② 男性職員の配偶者の分べんのための特別休暇取得率の公表	市役所職員に対し、配偶者の分べんのための特別休暇の周知徹底を図り、休暇制度を利用した男性職員の経験談等を庁内報等で紹介するほか、特別休暇取得率を広く公表します。	令和4年度については庁内報での周知を実施できませんでしたが、制度の周知を行ったほか、休暇取得率については「浦安市特定事業主行動計画」において、公表しました。 ※令和4年度より特別休暇名称を「配偶者の分べん」から「妻の出産」へ変更	B	「子育て応援パンフレット」の作成に伴い、特別休暇についても周知を徹底したことで、取得率が増加したため、十分な効果があったと考えます。	現状維持	休暇制度を利用した男性職員の経験談等を庁内報等で紹介するほか、引き続き特別休暇の周知徹底を図り、休暇取得率の維持・向上を図ります。	人事課
3	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの推進	P29	③ 時間外等勤務の縮減	市役所の毎週水曜日のノー残業デーを周知徹底し、時間外等の勤務状況を把握し、当該所属長への指導の徹底を図ります。	令和3年度に引き続き、ノー残業デーを週1日に実施し、全庁的に毎日20時15分にパソコンのログオフを行うことで、時間外勤務削減対策を実施しました。	B	R3年度との比較では、事業の再開や、例年通りの業務規模に復する所属が増加傾向となったため、前年比では増加12%増となりましたが、R元年度の約86%の時間外となっており、一定の効果があったと考えます。	現状維持	引き続き、時間外勤務削減対策を実施し、健康被害を防ぎ、健康維持やワークライフバランスの充実に向けて取り組んでいきます。	人事課
4	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの推進	P29	④ 次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に関する普及・啓発	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう、商工会議所と協力して普及・啓発を行います。	広報うらやすや市ホームページへ必要情報を掲載するとともに、関係機関からのパンフレットを商工観光課窓口に設置するなどの方法で、情報提供を行いました。	B	市ホームページ掲載及び窓口へのパンフレット設置等により、情報提供を行い、市民に啓発することができたため、一定の効果ありと判定した。	現状維持	次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法の普及に向け啓発を行います。また、国の助成制度に関する情報提供も行う。	商工観光課
5	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの推進	P29	⑤ 男性の育児・介護休業取得促進	男性が育児・介護休業を取得しやすい環境づくりに向け、商工会議所と協力して普及・啓発を行います。	広報うらやすや市ホームページへ必要情報を掲載するとともに、関係機関からのパンフレットを商工観光課窓口に設置するなどの方法で、情報提供を行いました。	B	市ホームページ掲載及び窓口へのパンフレット設置等により、情報提供を行い、市民に啓発することができたため、一定の効果ありと判定した。	現状維持	男性の育児・介護休業取得率向上を目指し、男性が育児・介護休業を取得しやすい職場づくりのための啓発を行う。	商工観光課
6	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの推進	P29	⑥ 働き方改革関連法に関する普及・啓発	労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等の働き方の見直しと多様で柔軟な働き方の実現に向け、商工会議所と協力して普及・啓発を行います。	広報うらやすや市ホームページへ必要情報を掲載するとともに、関係機関からのパンフレットを商工観光課窓口に設置するなどの方法で、情報提供を行いました。	B	市ホームページ掲載及び窓口へのパンフレット設置等により、情報提供を行い、市民に啓発することができたため、一定の効果ありと判定した。	現状維持	男女共同参画のさらなる推進のため、事業所に向けて長時間労働削減への理解を深めるための啓発を行う。	商工観光課
7	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの推進	P29	⑦ 多様な働き方を推進する企業に対する表彰の実施★	ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に積極的に取り組む事業者を「優良企業表彰制度」で表彰します。	実施に向け、調整を行うも、関係団体から推薦された事業所が新型コロナウイルス感染症の影響による業績悪化を理由に受賞を辞退、実施を見送りました。	E	受賞対象者が辞退したことにより、事業を予定通り実施できなかったため。	現状維持	引き続き表彰を実施していく中で、時流に沿った経営方法や、働き方の見直しについて、審査基準へ盛り込むことを検討していく。	商工観光課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性1

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度		今後の	今後の取組み内容	担当課	
8	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの推進	P29	⑧ アドバイザー派遣による支援	経営、労務、ワーク・ライフ・バランス等の相談について、社会保険労務士、中小企業診断士等を派遣して支援します。また本取り組みの更なる周知を図ります。	事業運営上の様々な課題に関して、各専門家に無料で相談できる「中小企業経営アドバイザー派遣制度」を運用し、令和4年度については、16事業者にアドバイザーを派遣しました。(派遣回数21回)	A	市内事業者に対して、事業運営に係る様々なアドバイスをを行い、問題解決につなげることができたため、十分な効果ありと判定した。	現状維持	経営、労務、ワーク・ライフ・バランス等の相談について、社会保険労務士、中小企業診断士等を派遣して支援する。	商工観光課
9	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの推進	P29	⑨ 職業能力の開発等の講座開催	職業能力を開発し、新しい働き方に対する選択肢を増やすため、再就職支援の講座や、再就職に関する相談会を開催します。	再就職に向けた支援が求められる就職活動中の女性に支援を行うため、千葉県ジョブサポートセンターの協力を得て、令和4年11月21日に「女性のための再就職支援セミナー」を開催しました(9名参加)。	A	アンケート結果により、参加者の満足度が高かったため、十分な効果ありと判定した。	現状維持	職業能力を開発し、新しい働き方に対する選択肢を増やすため、再就職支援の講座を開催するとともに、再就職に関する相談会を開催する。また、開催にあたっては、ホームページ及び広報誌、チラシによる周知の強化を図る。	商工観光課
10	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの推進	P29	⑩ キャリアアップや再就職等の相談の実施	専門家による職場での不平等の解消や社会保険への加入等の相談や、再就職に関する情報提供や相談等を実施します。	市内在住・在勤の方を対象として、雇用・労働に関する相談に対して専門相談員(社会保険労務士)による相談を年24回(月2回開催)実施しました。また、キャリアコンサルタント資格を有する方を就労支援アドバイザーとして雇用し、地域職業相談室に週3日配置し就労相談を行いました。	A	需要の高い取り組みであり、毎年多くの相談を実施していることから、十分な効果ありと判定した。	現状維持	専門家による職場での不平等の解消や社会保険への加入などの就業・労働相談や、再就職に関する情報提供や相談等を実施する。	商工観光課
11	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(2)子育て・介護への社会的支援	P30	① 保育事業の充実	待機児童ゼロを継続すべく、施設の整備、産休明け保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり、保育ママ事業の充実を図ります。		評価なし	3年度の実施結果で終了となっている	終了		保育幼稚園課
12	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(2)子育て・介護への社会的支援	P30	② 認定こども園等での子育て支援	認定こども園等での育児支援を行います。		評価なし	3年度の実施結果で終了となっている	終了		保育幼稚園課
13	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(2)子育て・介護への社会的支援	P30	③ 児童育成クラブ事業の充実	待機児童ゼロを継続すべく、施設の整備、小学校の余裕教室の活用等に引き続き取り組むとともに、社会情勢や国等の動向も踏まえた入会要件の見直し等、児童育成クラブの充実を図ります。	新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、家庭の代わりとなる生活の場を提供することができました。 入会者数(5/1現在)2,642名	A	保護者の就労支援を目的とし、家庭に代わる生活の場を提供する「児童育成クラブ」については、入会人数が増加する中、学校の空き教室等を活用して待機児童ゼロを継続することができました。	現状維持	引き続き、児童育成クラブとして学校との協力のもと空き教室等を活用し、保護者の就労支援及び放課後の生活の場を提供していきます。	青少年課
14	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(2)子育て・介護への社会的支援	P30	④ 地域での子育て支援	仕事と家庭の両立を支援するため、ファミリーサポートセンター事業を実施します。	ファミリーサポートセンター事業では、延2,994件の利用があり、市内の子育て家庭の様々なニーズに応えることができた。 コロナ禍においても事業を継続して行った。	A	市民が研修に参加したことによる、市内の子育ての担い手の増加に貢献できています。また、ファミリーサポートセンター事業でも、受け入れ枠を確保しつつ、会員相互の援助活動により、子育て家庭の支援を充実させることができています。	現状維持	子育ての援助を受けたい方(おねがい会員)と、行いたい方(まかせて会員)の相互援助活動である、ファミリーサポートセンター事業の実施により、地域における子育てを支援します。	こども課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性1

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度		今後の	今後の取り組み内容	担当課	
15	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(2)子育て・介護への社会的支援	P30	⑤ 多様なニーズにあわせた子育て支援	保護者が病氣、出産、育児疲れなどで一時的に子どもの養育が困難になったときなどに利用できる、子育て短期支援事業やエンゼルヘルパー派遣事業を実施します。	子育て短期支援事業を市内の施設で実施し、ショートステイ、休日養護事業、夜間養護事業等延915日の利用があった。 コロナ禍においても事業を継続して行った。また、緊急利用についてはこども家庭支援センターと連携して対応した。	A	身近に子どもを預けることができる親族がいない市民にとってのセーフティネットとしての機能を果たすことができている。こども家庭支援センターとも連携し、児童虐待に至る前の育児疲れの解消方策としても機能しています。	現状維持	保護者の病氣、出産、育児疲れ等、一時的に子どもの養育が困難になった時に、保護者に代わり施設において子どもを養育する、子育て短期支援事業を実施します。	こども課
15	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(2)子育て・介護への社会的支援	P30	⑤ 多様なニーズにあわせた子育て支援	保護者が病氣、出産、育児疲れなどで一時的に子どもの養育が困難になったときなどに利用できる、子育て短期支援事業やエンゼルヘルパー派遣事業を実施します。	派遣案件数94件 派遣延件数667件 派遣時間1,089時間	A	保護者の負担軽減や、保護者と乳幼児の健康の向上を図るとともに、保護者の孤立感を払拭することができた。	現状維持	父親が在宅勤務で自宅にいるが、様々な事情で支援が必要な家庭もあることから、父親在宅時においてもエンゼルヘルパーの派遣を行っている。	こども家庭支援センター
16	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(2)子育て・介護への社会的支援	P30	⑥ 小学生の放課後居場所づくりの充実	小学校における放課後子ども教室事業や青少年関連施設での居場所づくりの充実を図ります。	「放課後子ども教室」として放課後の遊びの場を提供することができました。 利用人数：73,069名 青少年館では、高校生を対象にした新たな主催事業の実施や、青少年の自発的な学習やスポーツ、音楽等の体験活動を実施しました。また青少年運営委員会企画の実施や「いちよう学級」との連携など、青少年の交流や仲間づくりの場を提供しました。 利用者数 26,035人 (内訳)小学生 13,640人、中学生 6,914人、高校生 3,499人 23歳未満(学生・社会人)981人、その他 1,001人	A	「放課後うらっこクラブ」について、新型コロナウイルス感染症拡大防止として「児童育成クラブ」と「放課後子ども教室」の交流活動はできませんでしたが、放課後等の居場所づくりとして生活の場及び遊びの場を提供することができました。 青少年館では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による制限を受けながらも、青少年の仲間づくりや青少年同士の交流を行える場及び青少年が自発的に学習、趣味等の活動が行える場を提供することができました。	現状維持	放課後子ども教室について、引き続き安全・安心な放課後等の遊びの場を提供していきます。 青少年館では、設置目的である「思いやりや創造性のある青少年の育成」を達成していくため、青少年館運営委員会や地域の団体と連携を図り、さまざまな事業を実施していきます。	青少年課
17	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(2)子育て・介護への社会的支援	P30	⑦ 介護者への支援★	介護者の介護負担の軽減や要介護者の在宅生活の継続を支援するために、介護保険サービスを補完する支援を行うほか仕事、育児や療育、社会参加等との両立が継続できるように、多機関多職種間のネットワークを活用した総合的な相談を実施します。	介護保険サービスでは算定が難しい院内介助や、日常生活の支援などを行った。	B	介護者の仕事や育児との両立を支援できたものの、一部サービスについては利用率が低下したため。	現状維持	利用率が低下しているサービスについては見直しを行い、より効率的な支援体制の確立を図る。	介護保険課
17	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(2)子育て・介護への社会的支援	P30	⑦ 介護者への支援★	介護者の介護負担の軽減や要介護者の在宅生活の継続を支援するために、介護保険サービスを補完する支援を行うほか仕事、育児や療育、社会参加等との両立が継続できるように、多機関多職種間のネットワークを活用した総合的な相談を実施します。	●家族介護者支援懇談会等開催回数6回	A	介護を実際に行っている家族介護者同士を集めて懇談会等を開催。不安な悩みなどを話し合い、介護を卒業した方等からアドバイスをいただくことで、介護者同士の繋がりができた。	現状維持	引き続き、介護者の介護負担の軽減や要介護者の在宅生活の継続を支援するために、介護保険サービスを補完する支援を行うほか、仕事、育児や療育、社会参加等との両立が継続できるように、多機関多職種間のネットワークを活用した総合的な相談を実施します。	中央地域包括支援センター

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性1

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度			今後の	今後の取り組み内容	担当課
18	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3) 家庭での男女の平等な参画の推進	P31	① 仕事と生活の調和に向けた講座の開催	仕事と生活の調和に関する講座や家庭での役割を担うために役立つ講座を開催します。	【開催講座】 男女共同参画推進講座 「人生100年時代のライフ・キャリアデザイン」(会場・オンライン) (1) 私の「働く」をアップデート 8名(定員40名) (2) 自分らしい働き方へのキャリア戦略 11名(定員40名) ルビナスセミナー(オンライン) 「暮らしの中のジェンダー～身近なあたりまえを見直そう」 14名(定員40名) ルビナスゼミ 「私らしい子育て、私らしいキャリア～これからの私に必要なこと」 9名(定員10名)	B	対象を女性に限定しない内容で講座を実施。コロナ禍においても参加しやすいように、会場・オンラインのハイブリッド開催としましたが、オンラインに馴染まない市民も多く、男性の参加者も少手で、定員を満たさない結果となったことから、ある程度の達成と判断。	現状維持	平日に限らず、土・日曜日の開催など、男性も参加しやすい内容や、各公民館などを利用した開催場所の変更、保育付きとするなど、参加しやすくなるような講座の企画を進めています。	多様性社会推進課
18	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3) 家庭での男女の平等な参画の推進	P31	① 仕事と生活の調和に向けた講座の開催	仕事と生活の調和に関する講座や家庭での役割を担うために役立つ講座を開催します。	<中央公民館> 「わたしらしく頑張りすぎない育児復帰」 3回21人	B	1館のみの実施となったが、仕事と家庭生活の両立に関する理解の促進を図れたことから、B評価と判定した。	現状維持	仕事と生活の調和に関する講座や家庭での役割を担うために役立つ講座を継続して開催します。	公民館
19	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3) 家庭での男女の平等な参画の推進	P31	② 出産準備・乳幼児の育児に関する講座の開催	妊婦やパートナーが参加する、育児に関する講座を開催します。	ウェルカム!!ベビークラス 回数 12コース/年 (2回1コース) ・参加者 妊婦(実)254人、(延)367人、 パートナー(実)187人、(延)187人 ※対象 初産婦545人、参加率46.6%	A	妊娠6か月から9か月までの初妊婦とそのパートナーを対象にウェルカム!!ベビークラスを実施した。2回1コースとし、第一回目は妊婦を対象に妊娠期から出産、産後の体の変化や生活について講義し、第二回目はパートナーと2人で参加できるようにして、沐浴やおむつ交換等の体験や、産後の生活の変化について講義を実施した。この事業を通じて、夫婦で産後の生活や育児について考えるきっかけとなる内容とした。	現状維持	引き続き、初妊婦やそのパートナーに対しこの事業を周知していくと共に、参加しやすい内容や環境づくりをしていく。また、夫婦で産後の生活や育児について考えられるきっかけづくりになるよう、ワークや視覚媒体を取り入れながら内容を充実させていく。	母子保健課
20	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3) 家庭での男女の平等な参画の推進	P31	③ 子育てに関する情報提供	妊娠・出産期から子育て中の保護者に向けての情報を掲載した子育てポータルサイトを運営します。	ポータルサイトへの延アクセス数は287,697件、閲覧総ページ数は601,782ページとなり、イベントカレンダーや特集記事などを充実させることで、子育て世帯が関心を持てるサイト運営ができた。	A	民間と行政の子育て情報を一元化して発信することにより、利用者が必要な情報を収集しやすくなっている。また、令和4年度にサイト改装を行い、コンテンツだけでなく、利用者の操作性も向上し、より見やすいサイトとなった。	現状維持	妊娠・出産期から子育て中の保護者に寄り添った情報提供を行います。	こども課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性1

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度			今後の	今後の取り組み内容	担当課
21	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3) 家庭での男女の平等な参画の推進	P31	④ 介護保険制度の周知	介護をしながら就労継続ができるようパンフレットを作成し、介護保険制度の周知をします。	介護保険制度やサービス内容、介護サービスの利用方法などを説明したパンフレットを作成し周知を図った。窓口や介護保険被保険者証を送付の際に同封した他、日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターにおいても、介護保険関係の相談時に活用していただいた。また大学等での出前講座等を通して周知している。	A	65歳以上の被保険者に対しては、介護保険証送付時に同封しているため、現在の介護の必要性を問わず、周知ができています。65歳以下の被保険者についても、出前講座等を通して周知している。	現状維持	今後も介護保険制度やサービス内容、介護サービスの利用方法などを説明したパンフレットを作成し周知を図っていく。窓口や地域包括支援センターにおける相談時、また出前講座等の機会にも活用し周知を図る。	介護保険課
22	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3) 家庭での男女の平等な参画の推進	P31	⑤ 男性の家事・子育て等への参加の促進★	男性が積極的に家事や子育て、介護に参加できるよう講座等を開催するほか、育児・介護休業に関する制度の周知やモデルケース等の情報発信を行います。	うらやすP-Life男女共同参画ニュースVol25で「男性の育児休業」を特集し制度の周知を行いました。	B	講座等の開催はしなかったが、P-Lifeの発行により、男性の家事・育児参加の促進について周知・啓発を行ったことから、概ね達成できたと判断。	現状維持	講座等の開催を含め、引き続き、男性の家事・育児参加の促進について、周知・啓発を行なっていきます。	多様性社会推進課
22	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3) 家庭での男女の平等な参画の推進	P31	⑤ 男性の家事・子育て等への参加の促進★	男性が積極的に家事や子育て、介護に参加できるよう講座等を開催するほか、育児・介護休業に関する制度の周知やモデルケース等の情報発信を行います。	男性の育児参加については、子育てハンドブックの中で周知をしています。	B	男性の育児参加については、子育てハンドブックの中で周知をしています。	新規	子育て支援センターにおいて、男女ともに保護者が子どもと向き合い子育てができるように週末等にイベントを開催し育児参加促進します。	こども課
22	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3) 家庭での男女の平等な参画の推進	P31	⑤ 男性の家事・子育て等への参加の促進★	男性が積極的に家事や子育て、介護に参加できるよう講座等を開催するほか、育児・介護休業に関する制度の周知やモデルケース等の情報発信を行います。	母子手帳交付数 ・新規交付 1,093件(妊娠届出数) ・追加交付数 9件 ・他出生交付 6件	A	母子健康手帳交付時に、男性の育児参加や、育児休業に関する制度について説明している他、初産婦に対しては夫婦で参加できる両親学級の案内を行っている。	現状維持	引き続き、母子健康手帳交付時の面接をとおり、男性の育児休業や両親学級に関する情報発信をしていく。	母子保健課
22	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3) 家庭での男女の平等な参画の推進	P31	⑤ 男性の家事・子育て等への参加の促進★	男性が積極的に家事や子育て、介護に参加できるよう講座等を開催するほか、育児・介護休業に関する制度の周知やモデルケース等の情報発信を行います。	プレパパ・ママクラスを開催していたが、母子保健課で同様の事業をおこなっていることから、令和2年度をもって事業終了となった。	E	コロナ感染拡大防止のため、講座定員を縮小しての実施やYouTubeでの動画配信に変更をし一定の効果があったが、事業内容の見直しにより終了となった。	終了	なし	こども家庭支援センター
22	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3) 家庭での男女の平等な参画の推進	P31	⑤ 男性の家事・子育て等への参加の促進★	男性が積極的に家事や子育て、介護に参加できるよう講座等を開催するほか、育児・介護休業に関する制度の周知やモデルケース等の情報発信を行います。	65歳以上の男性を対象に栄養教室を行い、基本的な調理に必要な知識や技術を講話や調理実習を通して提供した。	A	今まで料理を作った経験があまり無い教室参加者が家事に参加して栄養バランスの良い食事を作るきっかけとなった。	現状維持	引き続き、調理に必要な基本的な知識や技術を提供し、低栄養の予防や家事への参加を促す。	高齢者包括支援課
22	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3) 家庭での男女の平等な参画の推進	P31	⑤ 男性の家事・子育て等への参加の促進★	男性が積極的に家事や子育て、介護に参加できるよう講座等を開催するほか、育児・介護休業に関する制度の周知やモデルケース等の情報発信を行います。	<高洲公民館> 「親子de飛ばそう! はじめてのドローン」3回、37人 <美浜公民館> 「支えあい介護～心構えと市のサービス～」2回、17人 <当代島公民館> 「親子deクッキング ふわふわシフォンケーキ」1回、12人 <日の出公民館> 「親子パン作り教室」1回、12人	B	各公民館が特色のある事業を実施し、家庭生活の質の向上に寄与したことから、B評価と判定した。	現状維持	男性が積極的に家事や子育て、介護に参加できるような講座を継続して開催します。	公民館

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性2

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和4年度			今後の方針	今後の取組み内容	担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由			
23	1. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進	P34	① 性別のかたよりのない職場環境の整備	職員の意欲や能力を考慮しながら、男女のバランスの取れた職員配置を目指します。	職員採用パンフレットを活用し、庁内で活躍する女性職員を掲載することで、女性が働きやすく、活躍できる職場であることを広報しました。	A	職員採用パンフレットを通じて女性が魅力を感じられるよう広報を行いました。令和4年度の行政事務職採用実績としては女性割合が41%となりました。	現状維持	引き続き行政事務職の女性の採用者数の割合を40%以上にするように周知を図ります。	人事課
24	1. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進	P34	② 女性が活躍できる職場環境の整備	女性職員の意欲向上のため、ロールモデルとなる先輩女性職員の事例や経験談を紹介します。また、女性職員のキャリアアップ意識を高めるための外部研修を行います。	令和4年度については庁内報での周知を実施できませんでしたが、外部機関の実施する女性活躍推進研修に1名を派遣しました。	B	派遣研修にて千葉県自治研修センターへ女性職員を派遣し、女性職員の意欲向上に働きかけることができました。	現状維持	女性職員の意欲向上のため、ロールモデルとなる先輩女性職員の事例や経験談を庁内報等で紹介するほか、引き続き女性職員のキャリアアップ意識を高めるための外部研修への派遣を行います。	人事課
25	1. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進	P34	③ 各役職段階の職員の女性割合の把握・公表	係長級以上の女性職員の割合を把握・公表します。	係長級以上の女性職員の割合を把握し、「浦安市特定事業主行動計画」において、係長級以上の女性職員の割合を公表しました。令和4年度における係長級以上の女性職員の割合は32%となりました。	A	能力・実力主義に基づいた適材適所の人事配置を行いました。	現状維持	係長級以上の女性職員の割合を把握・公表します。	人事課
26	1. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進	P34	④ 政策・方針決定過程への女性の参画に関する情報発信★	様々な会議や団体における女性参画を進める必要性や重要性について、情報発信を行います。	政策・方針決定過程への参加、女性参画に関する調査や報告書、書籍を収集し情報提供するほか、ホームページ等で情報発信しました。	B	広報・ホームページやパネル展で男女共同参画やジェンダーバイアスについて周知し、男女共同参画や女性の参画に関する書籍を収集し情報提供を行ったことから、ある程度は達成していると判断。	現状維持	引き続き、男女共同参画やジェンダーバイアスについての周知・啓発を行うとともに、女性参画を進める必要性や重要性について、情報発信を行なっていきます。	多様性社会推進課
27	1. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進	P34	⑤ 委員の女性割合の向上	審議会等への女性の参画を促し、女性委員割合の向上を図ります。	・委員総数884名中、女性委員は336名(38%) ・公募委員数49名中、女性委員は29名(59.2%) ・審議会等総数56団体中、女性委員を含む審議会は50団体(89.3%)	A	浦安市市民参加推進条例施行規則第4条第3号に規定している「女性委員の構成比率を3割以上とすること」を満たしているため。	現状維持	浦安市市民参加推進条例施行規則第4条第3号に基づき、審議会等の女性委員の構成比率を3割以上確保するとともに、今後も女性登用を促していく。	市民参加推進課
28	1. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進	P34	⑥ 公募による委員登用の推進	審議会等への市民参加を促し、公募委員の登用を推進します。	・委員総数884名中、公募委員49名(5.5%) ・審議会等総数56団体中、公募委員を含む審議会18団体(32.1%)	B	委員総数に占める公募委員の割合が一定を維持しているため。	現状維持	公募委員を含んでいない審議会等については、法令に基づく場合や専門性が高いものであり、新たな公募委員の登用を図っていくことは困難な状況にある。今後も、「浦安市審議会等の委員選任に係る基準」に基づき、可能な限り積極的な公募委員の登用を促していく。	市民参加推進課
29	1. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進	P34	⑦ 女性活躍やポジティブ・アクションに関する普及・啓発	ポジティブ・アクションの普及に向け啓発を行います。また、女性活躍に積極的な事業者等の情報収集・発信を行います。	広報うらやすや市ホームページへ必要情報を掲載するとともに、関係機関からのパンフレットを商工観光課窓口を設置するなどの方法をで、情報提供を行いました。	B	市ホームページ掲載及び窓口へのパンフレット設置等により、情報提供を行い、市民に啓発することができたため、一定の効果ありと判定した。	現状維持	ポジティブ・アクションの普及に向け啓発を行います。また、市内で女性活躍に積極的な事業者等の情報収集・発信を行う。	商工観光課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性2

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度		今後の	今後の取組み内容	担当課	
30	1. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(2)女性の能力開発・発揮への支援	P35	① 女性職員を対象とした研修の充実★	女性の能力開発や女性活躍推進につながる研修プログラムを作成し、市の女性職員に対して実施します。	令和4年度については、新型コロナウイルス感染症による事業縮小に伴い、特別研修を実施しませんでした。	E	新型コロナウイルス感染症の影響により予定通りの実施ができませんでした。	現状維持	令和5年度についても特別研修の実施を見送りとしているため、令和6年度の実施に向けた予算要求を行います。	人事課
31	1. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(2)女性の能力開発・発揮への支援	P35	② 分野特化型創業支援事業★	創業意向の高い女性や高齢者に対する創業支援など、創業セミナーなどを活用し、分野を絞った創業機会の提供・充実を図ります。	創業に関心のある方などを対象として、経営や経理の基礎などを習得することのできるセミナーを年2回実施し、合計42名が修了しました。	A	女性や高齢者も参加できる事業であることやいずれの回も定員に達し、参加者の満足度も高いことから、十分な効果ありと判定しました。	強化	年2回のセミナーに加え、創業者のフォローアップを目的に、セミナー修了生を対象としたフォローアップセミナーを年1回開催する。	商工観光課
32	1. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(3)地域活動における男女共同参画の促進	P35	① 地域活動への参加促進	あらゆる人が、地域で活躍する場を得られるように、自治会活動や市民活動団体等に関する情報を提供し、参加を促します。	自治会に対して活動運営費補助金を交付し、誰もが心身ともに健やかに生活できる地域社会の実現の支援を行った。自治会連合会は、事業の縮小により補助金の申請をしなかったため交付をしなかった。	評価なし	自治会加入促進及び自治会活動支援のための補助金交付事業については、住民の自主的な活動を促進することを目的としており、性別の枠組みをいききしているものではない。したがって評価判定は未記入とするものである。	現状維持	引き続き、これらの事業を継続していく。性別の隔たりなく、住民の自主的な地域活動を支援していきたい。	地域振興課
32	1. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(3)地域活動における男女共同参画の促進	P35	① 地域活動への参加促進	あらゆる人が、地域で活躍する場を得られるように、自治会活動や市民活動団体等に関する情報を提供し、参加を促します。	・市民活動センターのホームページにて、センターが主催で行っている事業や登録されている団体の詳細、助成金の情報などを公開している。 ・年4回広報誌として市民活動センターだより「つ・なぐ」を発行し、市内の市民活動の状況等をお知らせしている。 ・市民活動センターより月に2回(毎月5日・20日)登録者に対し、メールマガジンを配信している。	B	市民活動センターホームページやメールマガジン、広報誌の発行により、市民活動に関する様々な情報発信を行うことで、団体の地域活動への参加を促進できたため。	現状維持	引き続き、あらゆる人が地域で活躍する場を得られるよう、市民活動に関する情報を提供していく。	市民参加推進課
33	1. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(3)地域活動における男女共同参画の促進	P35	② 地域活動における女性リーダーを増やすための機運醸成★	PTA、自治会・町内会等、地域に根差した組織・団体の長となる女性リーダーを増やす機運を醸成すべく、地域活動団体等への周知・啓発を行います。	キャリア作りのための講座「男女共同参画推進講座」(2回)を開催しキャリアプランニングや達成の仕方について情報提供しました。	B	講座の開催やパネル展の実施、広報、ホームページ等で男女共同参画の推進に関する周知・啓発を行ったことから、女性リーダーを増やす機運の醸成も図れていると判断。	現状維持	関係部署との連携を図りながら、引き続き、女性リーダーを増やす機運の醸成が図れるよう男女共同参画の推進に関する周知・啓発を行うとともに、情報発信を行っていきます。	多様性社会推進課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性3

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和4年度			今後の方針	今後の取り組み内容	担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由			
34	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	3. 防災における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の確立	P37	① 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の見直し	国のガイドライン等を踏まえて、男女共同参画の視点を考慮し、地域防災計画の見直しを進めます。	令和4年度は軽微な修正となったため、新たに、男女参画の視点を考慮した見直しは実施しなかった。	B	地域防災計画において、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮すると記載していることから判定した。	現状維持	令和2年5月に内閣府男女共同参画局が発表した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画視点からの防災・復興ガイドライン～」等を参考に引き続き、男女共同参画の視点を踏まえながら、計画作成に取り組む。	危機管理課
35	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	3. 防災における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の確立	P37	② 自主防災組織への支援の拡充	地域の自主防災組織への女性の参画を促すとともに、支援を拡充し連携を図ります。	平成24年度から自主防災組織間の連絡調整・情報共有を目的として、自主防災組織連絡協議会が設立され、当該、協議会の総会・部会等において、男女の参加による意見交換が行われた。	B	自主防災組織連絡協議会の総会及び部会の意見交換において、男女が参加し、それぞれの視点で意見交換が行われた。	現状維持	平成24年度から自主防災組織間の連絡調整・情報共有を目的として、自主防災組織連絡協議会が設立され、当該、協議会の総会・部会等において、男女の参加による意見交換を行う。	危機管理課
36	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	3. 防災における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の確立	P37	③ 女性消防団員参画の推進	地域で活動する消防団員への女性の参画を推進します。	多種多様な災害を想定した、後方支援活動訓練及び講習を実施した。	A	災害発生時の具体的な活動方針を構築していくことができたため、事業内容に対し、十分な効果があったと評価できる。	現状維持	災害現場への出勤、地域防災の役割強化。	消防本部総務課
37	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	3. 防災における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の確立	P37	④ 大規模災害等に備えるための講座の開催	自治会等を対象に、大規模災害等に備えるための講座を開催します。	各自主防災組織が実施する訓練等の取り組みの中で、要望に応じ、危機管理監による講話を行った。講話では、日中の震災等で、若い男性が不在の場合が想定され、女性や高齢者による初期消火や避難誘導等の対応が必要になる旨、説明をするとともに、訓練等にも女性も積極的に参加してほしい旨説明を行った。	B	各自主防災組織が実施する訓練等の中で、危機管理監による講話を行ったところ、女性の参加が一定数あったことから判定した。	現状維持	各自主防災組織が実施する訓練等の取り組みの中で、要望に応じ、危機管理監や防災課職員による講話を行う。講話では、日中の震災等で、若い男性が不在の場合が想定され、女性や高齢者による初期消火や避難誘導等の対応が必要になる旨、説明をするとともに、訓練等にも女性も積極的に参加してほしい旨の説明を行う。	危機管理課
38	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	3. 防災における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の確立	P37	⑤ 防災についての職員研修の実施	男女共同参画の視点を踏まえた防災体制強化のため、職員講習を実施します。	災害時における各対策部の活動開始から災害対策本部会議開催に至る一連の流れを認識するほか、外部関係機関との連携力向上を目的に令和4年9月3日(土)に各対策部及び外部関係機関の男女106名の参加により実施した。	B	令和4年度実践型訓練について、女性の参加が一定数あったことから判定した。 <訓練参加者> 令和4年度:男女106名	現状維持	引き続き、男女参画の視点を踏まえながら防災についての職員研修、及び訓練を行う。	危機管理課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性4

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和4年度			今後の方針	今後の取り組み内容	担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由			
39	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(1) 外国人が安心できる環境の整備	P40	① 外国語による情報発信の推進	広報紙及びホームページ等、外国語での情報を発信します。	・毎月1回英字広報「City Newsうらやす」を発行し、各公共施設で配布しました。 ・市ホームページにおいて、多言語翻訳機能による発信を行いました(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ドイツ語・フランス語・タガログ語)。また、人工翻訳ページの作成を行いました(やさしい日本語・英語・中国語)。	B	英字広報では、外国人アドバイザーとともに外国人が求めている情報を厳選し内容を掲載しました。また、訳した英語に間違いがないか確認を行い必要な情報を確実に届けられるよう工夫しています。 また、市ホームページでは、人工翻訳によるページの作成を行い、翻訳精度の高い情報を提供できるようにしました。	現状維持	英字広報では、外国人が求める情報を見極めて掲載していきます。引き続き外国人アドバイザーと協力し、必要な情報を届けていきます。 市ホームページでは、翻訳精度の高い情報を提供するため、外国人アドバイザーと協力し、引き続き、英語などでの情報発信を行っていきます。	広聴広報課
40	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(1) 外国人が安心できる環境の整備	P40	② 外国人相談窓口の設置や生活情報の提供	外国人に対し、多言語により、相談の実施及び必要な情報を提供します。	日本語の学習、市政情報、医療、その他生活全般の外国人市民が必要とする情報の提供や、相談対応を行った。 令和4年度においても、医療、保険、年金などの相談が多く発生し、相談件数は増加した。	B	必要に応じて関係部署と連携しながら、生活情報の提供や、相談者の問題解決に向けた支援を行ったことにより、外国人市民が安心して生活できることにつながった。	現状維持	外国人の抱える様々な問題に対応するため、引き続き相談業務を継続する。	地域振興課
41	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(1) 外国人が安心できる環境の整備	P40	③ 国際センターにおける多文化共生の推進	国際センターにおいて、多文化共生及び国際理解・交流に関する情報提供や、市民の相互交流の場を提供します。	多文化共生連続講座や、多文化共生イベント、日本語ボランティアの養成などを行った。 (主な事業実績) ・多文化共生連続講座(計3回) ・国際理解の特別講演会 ・日本語ボランティア養成講座 ・国際センターフェスティバル	A	指定管理期間の更新により、新たに日本語学習支援教室の運営と、ポラティアの養成を行うこととなったため、より外国人市民にとって身近な施設となり、国際理解と交流を促進し、多文化共生を推進することができた。	現状維持	国籍に関係なく、共に安心して暮らせるように、引き続き多文化共生や国際理解に関する講座やイベントを実施する。	地域振興課
42	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(1) 外国人が安心できる環境の整備	P40	④ 多文化共生講座の開催	多文化共生への理解を深めるため、市民、市職員に対して講座を開催します。	市職員への多文化共生についての意識啓発を図ることを目的に、専門講師による「多文化共生の地域づくり」をテーマにした職員研修を実施した。	B	職員の行政における多文化共生の理解を深めることができた。	現状維持	外国人市民が安心できる環境づくりには、市職員の多文化共生の意識を醸成することが大切であるため、引き続き職員研修を実施する。	地域振興課
42	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(1) 外国人が安心できる環境の整備	P40	④ 多文化共生講座の開催	多文化共生への理解を深めるため、市民、市職員に対して講座を開催します。	<高洲公民館> 「うらやすこどもクエスト」1回、11人 <富岡公民館> 「楽しくハングル」5回、81人 <当代島公民館> 「イタリア文化講座」4回、45人 <日の出公民館> 「ひのでイングリッシュラボ～Eeラボ～」5回、4人	A	例年実施してきた事業に加えて、小中学生が大学生と交流し、外国文化や言語に触れる体験を企画することで、多文化理解の促進を図ることができたため、A評価と判断した。	現状維持	多文化共生への理解を促進する講座を継続して開催します。	公民館

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性4

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度		今後の	今後の取り組み内容	担当課	
42	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(1)外国人が安心して暮らせる環境の整備	P40	④ 多文化共生講座の開催	多文化共生への理解を深めるため、市民、市職員に対して講座を開催します。	令和4年度開講講座の1つとして「世界との出会いーさまざまな世界との出会いを通して暮らしのありようを考える」(全10回・各回90分)を実施しました。世界において広く活動されている方々を講師として招き、まちづくりにつなげてもらうよう世界の内幕についての授業を展開しました。 講座実施期間:令和4年10月22日(土)～令和5年3月18日(土) 受講生数:28名 満足度:96%(全10回のアンケート結果平均値)	A	毎回講座後に行うアンケートの満足度が高く、市民への多文化への理解を深めることができたと判定した。	強化	講座内容を見直し、より多文化共生に特化した内容で実施予定。	市民大学
43	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(2)ひとり親家庭の社会参画と生活の支援	P40	① ひとり親家庭への助成	生活支援のための助成を行います。	児童扶養手当については、延べ8,453人のひとり親に手当の支給を行い、ひとり親家庭の経済的負担の軽減や住生活の安定を支援することができた。その他の手当の支給についても従来通り行うことができた。	A	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることができた。	現状維持	引き続きひとり親家庭を取り巻く環境の変化を見定めつつ、社会情勢や法律の改定などに適切に対応していく。	子ども課
44	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(2)ひとり親家庭の社会参画と生活の支援	P40	② ひとり親家庭への相談の実施	専門家によるひとり親家庭への相談を実施します。	相談案件数814件 相談延件数3,379件	A	コロナ禍により対面だけでなく、電話や訪問相談を実施するなどして、相談者の自立に必要な助言を行った。	現状維持	引き続きひとり親家庭の母親や父親の相談に応じ、自立に向けた支援を行っていく。	子ども家庭支援センター
45	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(2)ひとり親家庭の社会参画と生活の支援	P40	③ ひとり親家庭の保護者への就労支援	職業訓練情報の提供をし、就業支援講座を開催します。	就労相談案件数164件 就労相談延件数723件 就労支援講座参加人数4人	C	就労支援講座を行ったほか、相談者の個々の状況に合わせた自立・就労支援を行った。	終了	就労支援講座に関しては、民間でも無料で類似事業を実施していることから、廃止も視野に入れて事業の在り方について検討していく。	子ども家庭支援センター
46	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	① 若者向けの就職支援事業の実施	就職相談、セミナー等を通じて若者向けの就職を支援します。	働くことに悩む若者や保護者などを対象に就労支援などに関するセミナー等をオンラインも含め3回開催し合計70名が参加したほか、職場見学を2社実施し、延べ17名の参加がありました。	A	講演会等では、毎回一定の参加実績がある。また、アンケート結果から参考になったという意見が多いため、十分な効果ありと判定しました。	現状維持	働くことに悩む若者や保護者等を対象としたセミナー等の実施や職場見学等を通じて、若者の就職を支援する。	商工観光課
47	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	② 若者に関わる相談の実施★	若者の自立につなげるべく、青少年相談やひきこもり相談などを実施します。	ひきこもり相談の実施、ひきこもり支援拠点の開設、ひきこもり講演会、家族むけ勉強会を開催しました。	B	ひきこもり相談、ひきこもり支援拠点の開設、ひきこもり講演会、家族むけ勉強会を開催し、支援者をはじめとする市民の理解の促進に取り組みました。	現状維持	ひきこもり相談の実施、ひきこもり支援拠点、ひきこもり講演会等の開催を通して、本人および家族に寄りそった支援を実施します。	社会福祉課
47	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	② 若者に関わる相談の実施★	若者の自立につなげるべく、青少年相談やひきこもり相談などを実施します。	若者に関わる相談の実施★	B	相談回数が令和3年度が71回、令和4年度が105回と34回増加、事業内容に対し、ある程度達成していると評価できる	強化	従来より推進を強化する対象の拡大など、目標値の上方修正をして、事業を継続	青少年センター

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性4

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度		今後の	今後の取り組み内容	担当課	
48	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	③ 高齢者への就労支援	シルバー人材センター等、高齢者の就労の場を確保し提供します。	入会説明会を24回開催し、51名の入会者がありました。61名が退会し、年度末の会員数は10名減少の305名でした。請負・委任分野の就業延人数は2.8%減少、契約金額は2.9%増加となりました。派遣分野の就業延人数は39.5%増加、契約金額は47.8%増加の実績となりました。	A	会員となっている高齢者の経験や能力、希望に応じて就業の機会を提供しており、高齢者の就業の場の確保、生きがいの充実と健康増進に寄与している。	強化	シルバー人材センター等、高齢者の就労の場を確保し提供します。	高齢者福祉課
49	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	④ 高齢者に関する相談の実施	高齢者の介護についてなど、専門職による相談を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度 地域包括支援センター相談件数 介護保険その他保健福祉サービスに関すること 14,130件 権利擁護(成年後見制度)に関すること 1,307件 高齢者虐待に関すること 1600件 合計 17,037件 ●地域包括支援センターサテライト実施回数 合計33回 実相談件数 18件 	A	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、保健・医療・福祉・介護を含めた総合的な支援をおこなうとともに、フォーマルだけでなく、インフォーマルなサービスも含め、対象者の状況に合わせた包括的なサービスの調整、また、加齢による変化に応じた継続的な関わりを行うことができた。	強化	より身近な地域で相談できる地域包括支援センターサテライト(出張相談所)を12か所開設し、引き続き相談対応を実施します。	中央地域包括支援センター
50	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑤ 高齢者の地域参加促進★	社会参加など社会との関わりに配慮できる環境を整えとともに、高齢者の市民活動を促進します。また、ボランティア活動の入り口となる体験講座をボランティアセンター登録団体と連携をとりながら開催します。	地域課題の現状を広く伝えとともに、市民の一人ひとりがまちづくりの当事者であること意識醸成を図る。 市民参加推進講演会 テーマ「身近な市民活動から見えてくるもの ～フードバンク活動を通して～」 参加者：14名	B	講演会の実施により、市民参加に関する意識の醸成を図ることができたため。	現状維持	引き続き、多様な主体によるまちづくりを推進していけるよう、市民参加に関する意識醸成を図っていく。	市民参加推進課
50	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑤ 高齢者の地域参加促進★	社会参加など社会との関わりに配慮できる環境を整えとともに、高齢者の市民活動を促進します。また、ボランティア活動の入り口となる体験講座をボランティアセンター登録団体と連携をとりながら開催します。	新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、ボランティアセンター登録グループと協力し、年間で10回の講座を開催することができました。	B	コロナ禍でボランティア講座の開催が滞っている中、令和4年度は講座実施回数及び受講生が大幅に増加したため、B評価としました。	現状維持	高齢者がボランティアの担い手となることで社会参加が図れるよう、男女問わず参加しやすいボランティア活動の紹介及び講座への参加促進を、引き続き行っていきます。	社会福祉課(ボランティアセンター)
50	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑤ 高齢者の地域参加促進★	社会参加など社会との関わりに配慮できる環境を整えとともに、高齢者の市民活動を促進します。また、ボランティア活動の入り口となる体験講座をボランティアセンター登録団体と連携をとりながら開催します。	生活支援体制整備事業における、生活支援コーディネーターの配置、地域支援活動の入り口となる体験講座をボランティアセンター登録団体と連携をとりながら開催します。	A	新規に通いの場が創出された地域があり、高齢者が地域とつながりを持つきっかけとなった。高齢者の個々の関心に応じた社会参加の機会を創出し、高齢者が社会参加できるような環境整備を行った。	現状維持	生活支援体制整備事業の実施により、地域とつながりが持てる高齢者が増えるよう、引き続き環境整備に取り組む。	高齢者包括支援課
51	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑥ 介護予防の普及啓発★	介護予防に関する知識や技術を幅広く周知し、取組への意識を高めるための啓発を行います。また、介護予防教室や出前講座等を開催し、参加された方がその後の地域活動につながるような体制を整備します。	介護予防に関するパンフレット配布や口福ひろば、65歳からの食卓、パネル展等の介護予防事業を行った。また、地域に専門職が出向き、それぞれの団体のニーズに応じた健康教室等を実施した。	A	事業を通して多くの市民に対して介護に関する知識の普及を行うことが出来た。また、健康教室終了後に地域の通いの場につなげることが出来た。	現状維持	健康教室に参加した高齢者に対して、引き続き、地域の通いの場の紹介を行う。また、担い手への呼びかけを行うことで、地域の介護予防活動を支援する。	高齢者包括支援課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性4

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度			今後の	今後の取り組み内容	担当課
51	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑥ 介護予防の普及啓発★	介護予防に関する知識や技術を幅広く周知し、取組への意識を高めるための啓発を行います。また、介護予防教室や出前講座等を開催し、参加された方がその後の地域活動につながるような体制を整備します。	●出前講座開催回数 15回	A	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、介護予防に関する知識や技術を測定会や出前講座を通じて、幅広く周知することができた。加えて、個別の健康相談等も行い、参加者が地域活動に参加できるような情報提供や民生委員など地域の核となる人物につなげるネットワーク構築を行った。	現状維持	引き続き、地域で生活する高齢者らへの介護予防普及啓発の取り組み継続と、地域とのネットワーク構築や強化を目指して実施を継続します。	中央地域包括支援センター
52	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑦ 障がい者への就労支援	ワークステーション等を中心に障がい者の就労の場を確保し提供します。	・障がい者就労支援センターにて、4,473件の相談支援を行った。 ・ワークステーションにおいて、特例子会社2社と就労継続支援B型の運営事業所に行政財産の使用を許可し、就労等の場を確保した。	A	就労支援、就労等の場の確保に十分な効果があった。	強化	・令和4年度～6年度の間に(仮称)就労選択支援を実施し、更なる就労支援を行う。	障がい事業課
53	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑧ 障がい者(児)に関する相談の実施	窓口や電話等において、障がい者(児)に関する相談を実施します。専門的な相談は、基幹相談支援センターが実務に関する助言や専門的支援を行い、定期的に事例検討会等を行いながら、地域の相談支援体制の強化を図ります。	障がいのある人が住み慣れた地域で希望する生活を送るためには、身近な地域で相談を受けることができる環境づくりが必要です。 令和2年3月末現在の手帳所持者数は、身体障害者手帳は3,126人で前年度より6人増、療育手帳は832人で50人増、精神障害者保健福祉手帳は1,188人で129人増となり、障がいのある人やその家族の多くは、健康や将来のこと、日常生活のことなどについて、不安や悩みを抱えながら生活しています。その不安を軽減していくため、一人ひとりに寄り添いながら、悩みや不安について話を聞き、必要に応じて、その方に合った支援機関等にスムーズにつながることで相談体制を整え、課題解決に取り組みました。	A	障がいのある人やその家族の不安を軽減していくため、一人ひとりに寄り添いながら、悩みや不安について話を聞き、必要に応じて、その方に合った支援機関等にスムーズにつながることで相談体制を整え、相談された課題の多くについて、解決が図られた。	強化	市だけでなく、身近な地域で相談を受けることができる環境づくりが必要です。 地域の相談支援体制については、相談の多様性を考慮した重層的な体制づくりが求められており、新たな相談支援事業所の参入と相談支援専門員等の人材の確保・質の向上を図ることも必要です。 専門性が求められる相談については、基幹相談支援センターが相談支援の実務に関する助言や専門的支援を行うとともに、定期的に連携会議や事例検討会等を行いながら、地域の相談支援体制の強化を図ります。 制度の狭間や複合的な課題を抱えた人などに対し、分野横断的に包括的な相談支援や、関係機関とのコーディネート、権利擁護等を行う「中核地域生活支援センター」と連携を図りながら、高度で専門性のある相談支援体制を整備します。	障がい福祉課
53	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑧ 障がい者(児)に関する相談の実施	窓口や電話等において、障がい者(児)に関する相談を実施します。専門的な相談は、基幹相談支援センターが実務に関する助言や専門的支援を行い、定期的に事例検討会等を行いながら、地域の相談支援体制の強化を図ります。	障がい福祉課より回答	評価なし				障がい事業課 障がい福祉課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性4

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度		今後の	今後の取組み内容	担当課	
53	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑧ 障がい者(児)に関わる相談の実施	窓口や電話等において、障がい者(児)に関わる相談を実施します。専門的な相談は、基幹相談支援センターが実務に関する助言や専門的支援を行い、定期的に事例検討会等を行いながら、地域の相談支援体制の強化を図ります。	子どもの心身の発達に対する不安や悩みを抱える保護者からの相談(408件)を受け、当センターの専門スタッフによる相談(292件)へつないだり、各福祉サービスや関係機関の紹介など、情報提供等を行いました。	A	専門スタッフによる相談により、保護者が抱える様々な不安や悩みの解消を図ることができました。	現状維持	引き続き子どもの心身の発達に対する不安や悩みを抱える保護者からの相談に対応していきます。	こども発達センター
54	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑨ 障がい児保育、教育の充実	保育園、幼稚園・認定こども園、小・中学校で障がい児への保育、教育の充実を図ります。	市立幼稚園・認定こども園14園で、支援が必要な園児55名に対して、23名の補助教員、6名の支援員を配置し、教育の充実を図りました。公設公営保育園7園で、支援が必要な園児45名に対して30名の加配保育士を置き、保育の充実を図りました。	A	補助教員、加配保育士の確保と適正な配置が継続できるよう職員の募集など随時行い、保育、教育の充実を図ることができました。また、支援の必要な児に適正な支援を行うことで一定の効果、成長が見られました。	現状維持	支援を必要とする園児は年々増加傾向にあります。補助教員、加配保育士の確保と適正な配置が継続できるよう人員確保を行い、必要となるように配置できるようにしていきます。	保育幼稚園課
54	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑨ 障がい児保育、教育の充実	保育園、幼稚園・認定こども園、小・中学校で障がい児への保育、教育の充実を図ります。	・小学校の特別支援学級は令和4年度富岡小学校に設置し、17校中15校となった。小中学校の特別支援学級在籍児童生徒数は240名となっている。 ・通級指導教室は、小学校のこぼとこえの教室を設置校2校4教室・巡回校1校、LD・ADHD等通級指導教室を設置校3校4教室・巡回校1校、中学校のLD・ADHD等通級指導教室の設置校1校1教室・巡回校3校、県立船橋特別支援学校サテライト教室での指導により、多様な学びの場としての環境面の充実を図った。	A	・小学校の特別支援学級は、全17校中15校に設置し、目標値88%を達成した。小中学校の特別支援学級在籍児童生徒数についても、令和3年度231名から令和4年度240名となり、9名の増加になっている。 ・通級指導教室は小学校のこぼとこえの教室及びLD・ADHD等通級指導教室での教室数が増えたことにより、特別な教育的支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな支援に繋がった。	現状維持	・特別支援学級の全校設置に向けて、学区内の状況や特別支援学級希望者の把握を行い、設置する障がい種別などの必要性及び優先度を決定し、段階的に特別支援学級を設置していく。 ・通級指導教室(こぼとこえの教室、LD・ADHD等通級指導教室)を利用している、または、利用を必要としている児童生徒の状況に応じ、巡回での指導を拡充していく。 ・まなびサポート事業として、特別な配慮を必要とする子どもたちが個々の特性に応じた支援が受けられるよう、多様な学びの場の充実を図る。	教育研究センター
55	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑩ 障がい児に関わる相談の実施	電話や面談で特別支援教育に関わる相談を実施します。	・特別な教育的支援を必要とする子どもたち一人一人の自立や社会参加に向けて、就学相談は183人、学校支援は405人への相談・支援を行った。また、まなびサポートチームの医師・スーパーバイザーの意見を参考に、就学先を検討したり、学校支援の方向性を確認したりすることができた。	A	・特別な教育的支援を必要とする子どもたち一人一人の自立や社会参加に向け、まなびサポートチームと園・学校の他、こども発達センターなどの機関と連携を図り、児童・生徒や保護者のニーズに沿った相談・支援を実施することができたため、十分な効果があつたと判定した。	現状維持	・特別な教育的支援を必要とする子どもたち一人一人の自立や社会参加に向け、まなびサポートチームの公認心理師等の専門職による保護者相談のもと、園・学校の参観等を行い、子どもの状況を観察するとともに、医師等の意見を参考に就学先を検討していく。さらに、就学後も継続して学校訪問等を行い、効果的な支援の充実を図る。	教育研究センター
56	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(4)性を尊重する意識醸成と制度の運用	P42	① 互いの性や多様な性に関する理解の促進	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する意識の普及・啓発および多様な性への理解促進を図ります。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報収集及び図書購入、図書の貸出を行いました。	B	健康分野、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ分野の蔵書があり、市民への貸し出しや、その他関連資料の閲覧もを行っていることから、ある程度は達成していると判断。	現状維持	引き続き、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する意識の普及・啓発および多様な性への理解促進が図れるよう情報発信を行なっていきます。	多様な社会推進課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性4

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度		今後の	今後の取り組み内容	担当課	
57	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(4)性を尊重する意識醸成と制度の運用	P42	② パートナーシップ宣誓制度の運用と啓発★	パートナーシップ宣誓制度の運用と啓発により、性的少数者への偏見や差別をなくし、性の多様性への理解促進を図ります。	令和3年5月1日よりパートナーシップ宣誓制度の運用を開始し、令和5年3月31日現在、15組の方に宣誓書受領証を交付しました。 また、商工会議所の会報に、企業向けパートナーシップ宣誓制度リーフレットを同封し、配布しました。	A	ホームページでの情報提供や、企業向けパートナーシップ宣誓制度のリーフレットを商工会議所会報に同封し、配布したことから、啓発はできていると判断し、達成できたと判断。	現状維持	引き続き、ホームページやリーフレットでの情報提供など、市民への普及・啓発を行なっていきます。	多様性社会推進課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性5

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和4年度			今後の方針	今後の取り組み内容	担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由			
58	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(1)生涯にわたるところからだの健康づくりの支援	P44	① 健康診断受診等の促進	市民の健康診断受診の促進等、健康づくりを支援します。	男女問わず、対象者全員に個別で健康診断受診券を送付した。後期高齢者医療制度に加入となる年齢の75歳到達者で、受診券未発券者には随時、受診券を個別に送付し、受診勧奨をした。また、市広報紙や行政情報番組、全戸配布フリーペーパーなどで受診の啓発をした。	B	新型コロナウイルス感染症の影響で受診率の低下がみられたが、未受診者に対し受診勧奨を行い、受診率が向上している。 (後期高齢者健診：対象者数・受診者数・受診率) ○令和元年度 12,118人・5,598人・46.2% ○令和2年度 12,760人・5,234人・41.0% ○令和3年度 13,156人・5,714人・43.4% ○令和4年度 13,983人・6,088人・43.5%	現状維持	受診率向上のため、引き続き受診勧奨を行っていく。勧奨対象・方法については、過去の勧奨結果から勧奨対象者と勧奨内容を毎年検討する。	健康増進課
58	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(1)生涯にわたるところからだの健康づくりの支援	P44	① 健康診断受診等の促進	市民の健康診断受診の促進等、健康づくりを支援します。	男女問わず受診対象者全員に個別通知にて健康診断受診券を送付。 ①40～59歳の過去3年間に1度でも受診し10月時点で当該年度の受診が確認できない方 ②40歳到達未受診者 へ受診勧奨ハガキを送付した。	B	受診率向上のため、未受診者に対しはがきにて受診勧奨を行った。 (受診者数 国保・特定健診分) ・H30年度 19,746人、8,350人 42.3% ・R元年度 19,017人、7,951人 41.8% ・R2年度 18,682人、6,498人 34.8% ・R3年度 18,377人、7,173人 39.0% ・R4年度 17,640人、6,961人 39.5% 令和2年度～は新型コロナウイルス感染症の影響を受け受診率が大幅に減少。ナッジ法の活用など予約につながりやすい内容を検討し受診勧奨ハガキ送付。また、40歳到達の方には保健師より架電にて健診の必要性を説明。	現状維持	受診率向上のため、引き続き未受診者への受診勧奨通知を行っていく。勧奨方法としては人工知能を用いたデータ分析を行い、対象に合わせた受診勧奨通知を未受診者全体へ送付することで効果的な受診勧奨を検討していく。	国保年金課
59	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(1)生涯にわたるところからだの健康づくりの支援	P44	② がん対策の推進★	がんによる死亡率を減らすために、科学的根拠に基づくがんの予防法を普及啓発するとともに、がんの早期発見における検診の質や受診率の向上等を図ります。	対象者全員に個別で受診券を送付するとともに、未受診者に対し受診再勧奨を実施した。また、市広報紙やミニコミ紙などに受診勧奨記事を掲載し、受診の啓発を図るとともに、中央図書館と連携し、大腸がんクイズラリーを開催した。	C	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から3年度においては受診率の低下がみられたが、徐々に受診率が回復している傾向にある。 (令和4年度がん検診受診率) ・胃がん検診(50～69歳市民) 9.5% ・肺がん検診(40～69歳市民) 9.9% ・大腸がん検診(40～69歳市民) 9.6% ・子宮頸がん検診(20～69歳女性) 26.3% ・乳がん検診(40～69歳女性) 17.7%	現状維持	受診率向上のため、現在実施している受診勧奨方法の見直しを図るとともに、市民が受診しやすい環境を整備する。	健康増進課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性5

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度		今後の	今後の取り組み内容	担当課	
60	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(1)生涯にわたるこころとからだの健康づくりの支援	P44	③ 女性特有がん検診受診の促進	乳がん、子宮頸がんに関する周知、検診受診の促進をします。	<p>対象者全員に個別で受診券を送付するとともに、未受診者に対し受診再勧奨を実施した。また、市広報紙やミニコミ紙などに受診勧奨記事を掲載し、受診の啓発を図った。</p> <p>【乳がん検診実施状況】 ・従来、健康センターのみで実施していた乳がん検診マンモグラフィ検査を令和4年度から市内3医療機関での受診を開始し、受診環境の整備を行った。 ・健康センターで、乳がん検診マンモグラフィ検査を年間60日(月～金曜日45日、土曜日6日・日曜日9日)、乳がん検診超音波検査を41日(月～金曜日21日、土曜日11日・日曜日9日)開催した。</p> <p>【子宮頸がん検診】 ・個別検診を7医療機関で実施</p>	C	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から3年度においは受診率の低下がみられたが、徐々に受診率が回復している傾向にある。</p> <p>【乳がん検診(40～69歳女性) 受診率】 令和元年度 19.3% 令和2年度 16.4% 令和3年度 16.8% 令和4年度 17.7%</p> <p>【子宮頸がん検診(20～69歳女性) 受診率】 令和元年度 25.8% 令和2年度 23.9% 令和3年度 25.7% 令和4年度 26.3%</p>	現状維持	受診率向上のため、現在実施している受診勧奨方法の見直しを図るとともに、市民が受診しやすい環境を整備する。	健康増進課
61	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(1)生涯にわたるこころとからだの健康づくりの支援	P44	④ 更年期に関する啓発活動の実施	更年期に関する理解を深めるための啓発活動を実施します。	<p>更年期の女性に大きく関わる骨粗鬆症およびロコモティブシンドローム予防啓発活動を目的として、調理実習(カルシウムを多く含むメニューの周知)の開催、9月の「健康増進普及月間」、3月の「女性の健康週間」に併せ浦安新聞に記事を掲載、子育てイベントに出店し、子育て世代の男女に対し下肢筋力のテストや骨密度測定を実施、同時にロコモティブシンドロームと骨粗鬆症についての知識普及も行った。</p>	B	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、活動範囲に制限があったものの、女性の健康に関わる、骨粗しょう症、ロコモティブシンドローム、女性がん(乳がん・子宮頸がん)についての啓発活動を行うことができた。</p> <p>●骨パワーアップ教室(調理実習)の開催(14名参加) ●浦安新聞 9月の「健康増進普及月間」、3月の「女性の健康週間」に併せて、啓発記事掲載 ●子育てイベントにて 片足立ち上がり下肢筋力チェック(103名参加)と骨密度の簡易測定と骨粗鬆症の普及啓発(39名参加) ●乳幼児健診等での女性がんに関するチラシ配布</p>	現状維持	<p>・実施時期や会場を対象者が参加しやすいものとするため、毎年内容を検討する。</p> <p>・青年期からの啓発を目的に、SNSを活用した方法を検討していく。</p> <p>・引き続きイベントブース出展、女性の健康週間に併せた啓発活動を行う。</p>	健康増進課
62	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(1)生涯にわたるこころとからだの健康づくりの支援	P44	⑤ メンタルヘルスサポートの推進	メンタルヘルスに関する健康づくりと生きることの支援に関連する啓発活動を実施します。	<p>相談先一覧を作成し、庁内外の関係機関、市内小中学校の全生徒へ男女問わず配布した。</p> <p>生きづらさを抱える人を支援する支援者を対象に研修を実施。</p> <p>ゲートキーパー養成講座を市民、市職員を対象に実施。</p> <p>いのちとこころの支援を推進していくため、庁内・外委員で構成される協議会、実務者会議を実施。</p> <p>つなぐ・つながる会(市民向け研修会)を実施。(市のいのちとこころの支援に賛同してくれた市民の集まり)</p>	B	<p>新型コロナウイルス感染症流行下でも、オンラインでの研修実施等を行い、流行前の状況を維持することが出来た。</p> <p>支援協議会2回 実務者会議1回 支援者研修会1回(27名) ゲートキーパー養成講座3回(1回39名、2回浦安市立小中学校教職員9校、3回56名) つなぐ・つながる会(市民向け研修会)1回(26名) 相談先一覧の配布と設置(12,145名)</p>	現状維持	<p>・相談先一覧/相談先の掲載しているホームページの充実</p> <p>・支援者研修会</p> <p>・市民対象研修会</p> <p>・ゲートキーパー養成講座(職員・市民・ターゲット層)</p> <p>・つなぐ・つながる会</p> <p>引き続き上記のような取組を行いながら、市全体にいのちとこころの支援の考え方を普及する。また、生きづらさを抱えている方が相談しやすい、ほっとできる環境を目指す。</p>	健康増進課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性5

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度		今後の	今後の取り組み内容	担当課	
63	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(1)生涯にわたるこころからたの健康づくりの支援	P44	⑥ ライフステージに応じた健康づくりの支援★	健康増進や食育に関する事業等を通じてライフステージ別の健康づくりを支援します。また、女性のがんや、産後・更年期等における心身の問題など、女性特有の健康課題に対する正しい知識の普及と予防のための周知啓発に取り組みます。	更年期の女性の健康に関わる骨粗鬆症、ロコモティブシンドロームおよび女性がん(乳がん・子宮頸がん)予防啓発活動を目的として、乳幼児健診等の開催に併せてがん検診のチラシ配布、調理実習(カルシウムを多く含むメニューの周知)の開催、9月の「健康増進普及月間」、3月の「女性の健康週間」に併せて浦安新聞に記事を掲載、子育てイベントに出店し、子育て世代の男女に対し下肢筋力のテストや骨密度測定を実施、同時にロコモティブシンドロームと骨粗鬆症についての知識普及も行った。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、活動範囲に制限があったものの、女性の健康に関わる、骨粗しょう症、ロコモティブシンドローム、女性がん(乳がん・子宮頸がん)についての啓発活動を行うことができた。 ●骨パワーアップ教室(調理実習)の開催(14名参加) ●浦安新聞 9月の「健康増進普及月間」、3月の「女性の健康週間」に併せて、啓発記事掲載 ●子育てイベントにて 片足立ち上がり下肢筋力チェック(103名参加)と骨密度の簡易測定と骨粗鬆症の普及啓発(39名参加) ●乳幼児健診等での女性がんに関するチラシ配布	現状維持	・実施時期や会場を対象者が参加しやすいものとするため、毎年内容を検討する。 ・青年期からの啓発を目的に、SNSを活用した方法を検討していく。 ・引き続きイベントブース出展、女性の健康週間に併せた啓発活動を行う。	健康増進課
63	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(1)生涯にわたるこころからたの健康づくりの支援	P44	⑥ ライフステージに応じた健康づくりの支援★	健康増進や食育に関する事業等を通じてライフステージ別の健康づくりを支援します。また、女性のがんや、産後・更年期等における心身の問題など、女性特有の健康課題に対する正しい知識の普及と予防のための周知啓発に取り組みます。	ウエルカム!!ベイビークラス 回数 12コース/年 (2回1コース) ・参加者 妊婦(実)254人、(延)367人、パートナー(実)187人、(延)187人 ※対象 初産婦545人、参加率46.6%	A	妊娠6~9か月の初産婦およびそのパートナーを対象にウエルカム!!ベイビークラスを実施しており、産後うつ等の産後の心身の問題に関する内容を取り入れて普及啓発に取り組んでいる。。	現状維持	引き続き、6~9か月の初産婦およびそのパートナーを対象に事業を実施することで、産後うつ等の予防につながるよう取り組んでいくと共に、フォローが必要な妊婦に対しては、地区担当保健師が適宜フォローできるようにしていく。	母子保健課
64	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(2)妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備	P45	① 妊娠・出産・子育てに関わる相談の実施	子育てケアプランの作成を行うほか、専門家等による妊娠・出産・子育てに関わる相談を実施します。	母子保健課で回答	評価なし				こども課 母子保健課
64	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(2)妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備	P45	① 妊娠・出産・子育てに関わる相談の実施	子育てケアプランの作成を行うほか、専門家等による妊娠・出産・子育てに関わる相談を実施します。	母子手帳交付数 ・新規交付 1,093件(妊娠届出数) ・追加交付数 9件 ・他出生交付 6件	A	母子健康手帳交付時は保健師が全数面接を行い、妊婦からの相談にのるなど妊娠中から不安の高い妊婦を把握し、地区担当保健師が定期的にフォローをしている。	現状維持	今後も引き続き、母子健康手帳交付時は保健師による全数面接を行い、妊婦の悩みに応じた相談に乗るほか、フォローが必要な妊婦は継続的にフォローしていく。	母子保健課
65	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(2)妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備	P45	② 妊婦への健康講座の開催	妊婦の健康に関わる講座を開催します。	ウエルカム!!ベイビークラス 回数 12コース/年 (2回1コース) ・参加者 妊婦(実)254人、(延)367人、パートナー(実)187人、(延)187人 ※対象 初産婦545人、参加率46.6%	A	妊娠6か月から9か月までの初妊婦とそのパートナーを対象にウエルカム!!ベイビークラスを実施した。2回1コースとし、第1回目は妊婦を対象に妊娠期から出産、産後の体の変化や生活について講義し、第2回目はパートナーと2人で参加し、沐浴やおむつ交換等の体験や、産後の生活の変化について講義を実施した。この事業を通じ、夫婦で産後の生活や育児について考えるきっかけとなる内容とした。	現状維持	引き続き、初妊婦やそのパートナーに対しこの事業を周知していくと共に、参加しやすい内容や環境づくりをしていく。また知識の習得だけでなく、妊婦同士の交流の場となるように内容を工夫していく。フォローが必要な妊婦に対しては、地区担当保健師とともに支援していく。	母子保健課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性5

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度		今後の	今後の取り組み内容	担当課	
66	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(2) 妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備	P45	③ 新生児・妊婦訪問の実施	専門家による新生児・妊婦訪問を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 新生児訪問指導 実:1,017件 延:1,033件 妊産婦訪問指導 実:1,008件 延:1,037件 助産師相談 24件 	B	新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、連年通りの事業を展開できた。	現状維持	出産後安心して子育てができるように今後も継続して実施していく。また、訪問率を上げられるように、他事業と連携し取り組んでいく。	母子保健課
67	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(2) 妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備	P45	④ 育児に関わる相談の実施	専門家による育児に関わる相談を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 育児相談 年12回 実110人 延べ184人 離乳食クラス 68回実施 対象者 1094人 参加人数 392人 参加率35.8% (第1子参加率57%) 	B	新型コロナウイルス感染症の影響はあり、予約制にしたり、少人数制にして回数を多くするなどして実施した。参加者は減少したものの、連年通りの事業を展開できた。	現状維持	引き続き相談を必要としている市民が気軽に相談することができ、安心して子育てができるよう努めていく。	母子保健課
68	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(2) 妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備	P45	⑤ 妊孕性温存療法への対応★	「千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」の周知を行います。	市のホームページ上にて周知を図った。	B	当事業について、市のホームページから、千葉県の現在の情報が得られるよう周知を図っている。	現状維持	千葉県の実施する当事業について、必要とする方々に、必要な情報が届くよう引き続き周知を図る。	健康増進課 母子保健課
69	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(2) 妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備	P45	⑥ 不妊に関する相談や治療費助成等の支援★	妊娠を希望する男女に対し、不妊治療にかかる費用の助成を行うとともに、不妊や妊活に関する相談・支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 不妊・妊活相談 実績 3日/年 (予定は5日/年。希望者なしで2日中止) 延5組 8人 特定不妊治療費助成 実179件 延べ255件 男性不妊治療費助成 実1件 延べ1件 男性不妊検査助成 実35件 延べ36件(不交付1件) 	B	<ul style="list-style-type: none"> 不妊・妊活相談 千葉県の相談業務が、令和4年度よりZoomでの面接相談を4回/月、Zoomでの音声相談を2回/週と拡充された。一方で、浦安市の相談(対面型)の実績は減少している。 不妊治療費助成(千葉県の不妊治療費助成の上乗せ事業)は、令和4年4月以降に開始した特定不妊治療が保険適用となり、本事業の対象外となったため、申請者は前年に比べ減少した。 	縮小	<ul style="list-style-type: none"> 不妊・妊活相談 県の相談業務が強化された一方、市の相談利用者が減少している。事業の周知、運営方法等の検討をする。 不妊治療費助成は、令和5年5月末の千葉県の事業終了に伴い、対象者がいなくなり次第終了予定。 男性不妊検査助成(市の独自事業)についても令和5年度より保険適用となった費用については対象外とした。 	母子保健課
70	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(2) 妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備	P45	⑦ 子育てサロンの実施★	子育て支援センター等で、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報を提供します。	子育て支援センターでは延4,876組が来所し、親子同士が交流し、相談できる場を提供することができた。コロナ禍により4月のイベントは中止したが、その他については、人数制限の感染対策を講じて行った。	A	親子同士のコミュニティ形成の場として、気軽集える場所として、子育て世帯の心的負担を軽減したり、楽しめる場の提供を行うことができた。	現状維持	引き続き、親子が交流できる場や子育てに関する相談ができる場を提供します。	こども課
70	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(2) 妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備	P45	⑦ 子育てサロンの実施★	子育て支援センター等で、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報を提供します。	こども課回答	評価なし				保育幼稚園課 こども課
70	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(2) 妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備	P45	⑦ 子育てサロンの実施★	子育て支援センター等で、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> 予約制や人数・時間制限を継続しながら子育てサロンを開催していましたが、感染対策の緩和により、クリスマスイベントをはじめ、少しずつ利用者の交流ができるようになりました。 	B	感染対策を講じながら各子育てサロンを開催し、少しずつイベントも再開することができるようになったため、B評価としました。	現状維持	親子が子どもの様子に合わせて自由に参加できるように、予約や人数・時間制限を撤廃することで、いつでも気軽に子育ての情報交換ができる子育てサロンを開催します。	社会福祉課(社会福祉協議会)

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性6

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和4年度			今後の 方針	今後の取組み内容	担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由			
71	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1)DVに対する理解の促進と相談体制の充実	P49	① DV・デートDVに対する啓発の実施	DV・デートDVに対する正しい理解を促進するため、相談先の周知等の啓発に関する冊子等を作成し、様々な機会を通じて周知します。	DV被害者に「DV被害者支援冊子」等を配布しました。 また、DV及びデートDV被害者支援カードを作成し、市内公共施設、商業施設の女性・男性用各トイレに設置。デートDVに関する被害者支援カードについては、中学校(保健室)にも設置しています。 その他、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、市民ホールにおいてパネル展を実施、広報うらやす及びホームページにてDV防止の周知をしました。	A	DV被害者への「DV被害者支援冊子」等の配布や、市内公共施設等に定期的に啓発用のDV被害者相談支援カード、デートDV被害者支援カード、DV関係のリーフレット等を配布し、市民への啓発を行っている。 また、市民ホールにて「パネル展」を実施していることから、達成はできていると判断。	現状維持	引き続き、DV被害者への「DV被害者支援冊子」等の配布や、市内公共施設等へ啓発用のDV被害者相談支援カード、デートDV被害者支援カード、DV関係のリーフレット等を配布し、市民への啓発を行なっています。 また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、市民ホールにおいてパネル展を実施、DV防止の周知・啓発を行います。	多様性社会推進課
72	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1)DVに対する理解の促進と相談体制の充実	P49	② DV被害防止等に関する職員、支援者向け講習等の実施	DV被害者の対応等に関して、職員や支援者向け講習を実施します。	「DV対策推進のための職員講習会」については、実施なし。	E	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を予定通り実施できなかったため。	現状維持	DV被害の早期発見や二次被害の防止等、DV被害者の対応等に関して、職員や支援者向け講習を行うなど、意識啓発を図ります。	多様性社会推進課
73	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1)DVに対する理解の促進と相談体制の充実	P49	③ DVに関する情報の収集・提供	加害者更生に関する情報の収集・提供を行います。	DV関連図書を購入するとともに、加害者の更生に関する情報の収集、提供を行いました。	A	DV関連図書を購入するとともに、加害者の更生に関する情報の収集、提供を行っていることから、達成はできていると判断。	現状維持	引き続き、加害者更生に関する関連図書の購入や、情報収集、提供を行なっています。	多様性社会推進課
74	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1)DVに対する理解の促進と相談体制の充実	P49	④ DVの防止に関する教職員向け研修の実施	DVの防止に関する教職員向け研修を実施します。	教員の人権意識を高めるために、市立各小中学校の学校人権教育担当者を対象に9月に研修会を行った。人権チェックシートや千葉県のリフレットを紹介し、教職員が日頃から人権を意識できるようにした。 デートDVを取り扱うことはしていない。	E	自己の行いを振り返るチェックシートや、千葉県から出ているリーフレット等を紹介したことで、あらゆる場面で人権を意識して生活することの必要性を伝えることはできた。 指導課が主催する学校人権教育研修では、様々な人権課題を幅広く取り扱っていく必要があり、限られた時間の中で、デートDVにのみを取り扱う研修を毎年行うことは難しい。	終了	指導課では、様々な人権課題を扱いながら児童生徒の人権感覚の育成をめざした研修を実施していく。 教職員向けのデートDVについて研修が必要な場合は、多様性社会推進課で行うことが妥当と考える。	指導課
75	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1)DVに対する理解の促進と相談体制の充実	P49	⑤ 相談・カウンセリングの実施	専門家による「女性のための相談」「女性のための法律相談」を実施します。	・「女性のための相談」 月・火・木(除く祝日)(うち3日は夜間相談) R4相談延べ人数:308人 ・「女性のための法律相談」 月2回 R4相談人数:49人	A	女性が抱える様々な問題を相談者自ら解決できるように「女性のための相談」「女性のための法律相談」を行っていることから、達成はできていると判断。	現状維持	引き続き、女性が抱える様々な問題を相談者自ら解決できるように、専門家による「女性のための相談」「女性のための法律相談」を実施します。	多様性社会推進課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性6

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度		今後の	今後の取り組み内容	担当課	
76	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1)DVに対する理解の促進と相談体制の充実	P49	⑥ 母子・婦人相談の実施	専門家による「母子・婦人相談」を実施します。	相談実件数135件 相談延件数1,759件	A	母子及び婦人の緊急避難対応を実施した結果、関係支援機関へ繋げたり、相談者の自立に繋がった。	現状維持	相談者である母子及び婦人の避難状況は様々であるため、相談者の状況に応じた支援体制を整えていく。	子ども家庭支援センター
77	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1)DVに対する理解の促進と相談体制の充実	P49	⑦ 相談事業に関する連携	「母子・婦人相談」「女性のための相談」を連携して進めます。	相談内容に応じて庁内関係部署、関係機関等と連携しました。 特にDVや虐待に関する相談については、被害者と子どもの安全を守るために、子ども家庭支援センターとの連携を図りながら支援を行いました。	A	相談内容に応じて、庁内関係部署、関係機関等と連携をとっている。特に、DVや虐待に関する相談については、被害者と子どもの安全を守るために、子ども家庭支援センターとの連携を図りながら支援を行っていることから、達成はできていると判断。	現状維持	引き続き、相談内容に応じて庁内関係部署、関係機関等と連携を図りながら、必要に応じた支援に繋がっていきます。	多様性社会推進課
77	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1)DVに対する理解の促進と相談体制の充実	P49	⑦ 相談事業に関する連携	「母子・婦人相談」「女性のための相談」を連携して進めます。	「母子・婦人相談」及び「女性のための相談」の相談者の状況に応じて双方で連絡・調整を行ったほか、他の支援機関へと繋がった。	A	相談対応においては他部署との連携は円滑に行われているほか、関係支援機関との連携も図ることができた。	現状維持	今後も「母子・婦人相談」及び「女性のための相談」の相談者の状況に応じて双方で連絡・調整を行うほか、関係支援機関へと繋がっていく。	子ども家庭支援センター
78	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1)DVに対する理解の促進と相談体制の充実	P49	⑧ 男性に対する相談支援窓口に関する情報発信	男性のための相談窓口の情報を発信しています。	問い合わせがあった場合は、県の「男性のための電話相談」を紹介し、情報提供を行いました。	B	相談の問合せについては、県の「男性のための電話相談」を紹介し、情報提供を行っていることから、ある程度は達成しているかと判断。	現状維持	引き続き、男性のための相談窓口の情報提供を行なっていきます。	多様性社会推進課
79	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(2)DV被害者の救済や自立支援	P50	① 緊急避難時における支援	緊急避難時の手続等を支援します。	婦人の緊急避難実人数3人 母子の緊急避難実人数2人	A	・関係支援機関の協力を得て緊急避難における支援や避難に繋げることができた。	現状維持	引き続き関係支援機関と協力し、婦人や母子の緊急避難時における支援を継続していく。	子ども家庭支援センター
80	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(2)DV被害者の救済や自立支援	P50	② 緊急避難時における助成	緊急避難時の交通費・一時的かつ応急的な生活費・宿泊費等を助成します。	助成対象実人数1人	A	避難時における関係支援機関に繋げるまでの措置として活用できた。	現状維持	関係支援機関に繋げるまでの緊急一時避難の対応として有効であることから、今後も継続をしていく。	子ども家庭支援センター
81	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(2)DV被害者の救済や自立支援	P50	③ 住民基本台帳の閲覧等の制限	避難等をしている場合、住民基本台帳の閲覧等の制限をかけます。	DV被害者の安全を守るため、本人からの申し出により庁内・警察等関係部署と連携をとりながら住民基本台帳の閲覧等の制限を行いました。 令和4年度実施件数 122件	A	本人からの申し出により、庁内・警察等関係部署と連携をとりながら住民基本台帳の閲覧等の制限を行い、DV被害者の安全を守ることができました。	現状維持	これまでと同様に、本人からの申し出により庁内・警察等関係部署と連携をとりながら住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。	市民課
82	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(2)DV被害者の救済や自立支援	P50	④ 住宅確保支援の実施	民間ステップハウスの運営を支援します。また、公営住宅の案内を行います。	広報やホームページによる市営住宅入居手続等の周知のほか、個別の相談に対応した。	A	DV被害者の自立を支援するため、公営住宅に関する相談に応じたほか、必要に応じて関係機関の紹介等を行った。	現状維持	市営住宅入居のための相談・支援をします。	住宅課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性6

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度		今後の	今後の取り組み内容	担当課	
82	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(2)DV被害者の救済や自立支援	P50	④ 住宅確保支援の実施	民間ステップハウスの運営を支援します。また、公営住宅の案内を行います。	例年同様に運営負担金(年額360,000円)を負担した。	A	婦人の緊急避難施設として民間ステップハウスは重要な役割を担っている。	現状維持	今後も緊急対応の支援先として民間ステップハウスとの事業は継続をしている。	こども家庭支援センター
83	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(2)DV被害者の救済や自立支援	P50	⑤ 生活保護に関する相談・支援	生活困窮に関わる相談を実施するとともに、必要に応じて生活を保障し自立を支援します。	個々の状況に応じながら、寄り添った支援を心がけるとともに、必要に応じて関係機関と連携および情報共有を図り、自立へと促してきました。	B	DV相談などにつきましては、関係機関と密に連携しながら、その方が自立に向かうべく必要な支援に慎重に取り組みました。	現状維持	DV相談などにつきましては、関係機関と密な連携の継続、現状に応じた必要な支援に慎重に取り組みます。	社会福祉課
84	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(3)ハラスメントの防止に向けた対策の推進	P50	① 市職員のための相談の実施	職員の中から「ハラスメント相談員」を任命し、相談しやすい環境を整えます。	令和3年度4月1日から令和5年3月31日までを任期として、職員の中から所属のバランスを考慮しハラスメント相談員20名(男性11人、女性9人)を選任しています。	A	ハラスメント相談員が、職場の人間関係などに悩んでいる職員から相談を受け、早期解決や未然防止につなげることで、職員相互が対等な関係で快適に働くことができる職場環境を維持していると考えます。身近に居る相談員の認知度を上げつつ、相談員の対応力の向上を図っていきたく考えます。	現状維持	職員の中から、「ハラスメント相談員」を任命し、相談しやすい環境を整えます。	人事課
85	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(3)ハラスメントの防止に向けた対策の推進	P50	② ハラスメント防止のための職員研修の実施	ハラスメント防止対策についての市役所職員研修を実施します。	管理職を対象に、所属における長の役割やラインケアの基礎知識の理解や、職員のメンタル不調の未然防止を目的とした研修を実施しました。	A	ストレスチェック制度の集団分析結果を活用した内容で、部や所属ごとの課題を踏まえた研修とすることができたと考えます。職員のメンタル不調の原因が、様々な要因や複数の関係者にまたがるケースである場合があるなど、それらに対応する職員・組織の意識や対応方法等の向上に取り組んでいく必要があると考えます。	現状維持	セクハラ/パワハラ防止対策についての職員研修を実施します。	人事課
86	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(3)ハラスメントの防止に向けた対策の推進	P50	③ 事業者へのハラスメント防止対策の推進	職場におけるハラスメント防止対策に関して、商工会議所と協力して普及・啓発を行います。	広報うらやすや市ホームページへ必要情報を掲載するとともに、関係機関からのパンフレットを商工観光課窓口を設置するなどの方法を、情報提供を行いました。	B	市ホームページ掲載及び窓口へのパンフレット設置等により、情報提供を行い、市民に啓発することができたため、一定の効果ありと判定した。	現状維持	事業者に向けて、セクハラ/パワハラ防止対策についてのパンフレット等を配架し、啓発を行う。	商工観光課
87	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(3)ハラスメントの防止に向けた対策の推進	P50	④ 教職員のための相談の実施	各校に「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置し、相談を実施します。	全ての学校に相談員を設置の上、「セクシュアルハラスメント相談窓口」を設置し、教職員に周知できた。	A	予定通り、実施できた。	現状維持	引き続き、実施する。	学務課
88	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(3)ハラスメントの防止に向けた対策の推進	P50	⑤ 児童・生徒のための相談の実施	各校に「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」や教育相談箱を設置し、相談を実施します。	全ての学校に相談員を設置の上、「セクシュアルハラスメント相談窓口」や「教育相談箱」を設置し、相談を実施できた。	A	予定通り、実施できた。	現状維持	引き続き、実施する。	学務課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性6

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度		今後の	今後の取り組み内容	担当課	
89	II.誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6.あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(3)ハラスメントの防止に向けた対策の推進	P50	⑥ ハラスメント防止のための教職員研修の実施	ハラスメント防止対策についての教職員研修を実施します。	全ての学校において不祥事根絶の研修会を実施できた。 また県教区委員会等からの通知やパンフレット等を職員に配布し、職員への指導・周知を行い、セクハラやパワハラ防止の啓発を図ることができた。	A	予定通り、実施できた。	現状維持	引き続き、実施する。	学務課
90	II.誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6.あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	① 虐待等の実態の把握	子ども・障がい者・高齢者の虐待等の通報窓口を設置し、実態を把握します。	・非常勤相談員を2名配置し「障がい者権利擁護センター」を設置運営し、障がい者虐待・差別等について61件の相談支援を行った。	A	・虐待防止・差別解消に十分な効果があった。	現状維持	非常勤相談員を配置し「障がい者権利擁護センター」を設置・運営し、障がい者虐待の通報・届出、障がい者差別に関する相談があった際に対応を行う。	障がい事業課
90	II.誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6.あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	① 虐待等の実態の把握	子ども・障がい者・高齢者の虐待等の通報窓口を設置し、実態を把握します。	養介護施設従事者による高齢者虐待が疑われた際に早期に調査を行った。 また、虐待等のやむを得ない事由により契約による介護保険サービスを受けられない高齢者に対して必要な措置を行った。	A	虐待防止のための必要対応を行ったことで、高齢者の安全を確保した。	現状維持	引き続き、虐待の防止、早期対応に努める。	高齢者包括支援課
90	II.誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6.あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	① 虐待等の実態の把握	子ども・障がい者・高齢者の虐待等の通報窓口を設置し、実態を把握します。	●高齢者虐待対応件数 養護者による虐待 通報・相談 70件 うち虐待と認定したケース 37件	B	虐待通報としては横ばいであり、特に、地域の方や民生委員からの通報は通報はなく、窓口の周知徹底が図れているとはいいがたい。	現状維持	高齢者虐待ケースの分析により、認知症による問題行動等が、虐待の発生要因として大きいことが分かったため、今後は、認知症の方を介護する家族への支援や、民生委員への通報窓口の周知徹底に努める。	中央地域包括支援センター
90	II.誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6.あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	① 虐待等の実態の把握	子ども・障がい者・高齢者の虐待等の通報窓口を設置し、実態を把握します。	子ども家庭総合支援拠点を設置運営し、児童虐待対応を実施しました。 児童虐待相談受付件数459件	A	要保護児童対策地域協議会実務者会議(毎月開催)と、代表者会議(年に2回)を開催し、要保護児童の情報共有や連携をスムーズかつ迅速におこなうことができた。	現状維持	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、多くの機関と適切に連携して対応できるよう、要保護児童対策地域協議会を実施します。	子ども家庭支援センター
91	II.誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6.あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	② 虐待等の防止のための広報・啓発の実施	子ども・障がい者・高齢者の虐待防止のための広報・啓発をします。また、「浦安市の子どもをみんなで守る条例」及び「浦安市障がい者理由とする差別の解消の推進に関する条例」の周知を行います。	・市内小学校4年生を中心に福祉教室で「こころのバリアフリーハンドブック」を配布し、周知啓発を行った。 ・障がいと障がいのある人への理解を深めるために、障害者週間の期間にパネル展を実施し、周知啓発を行った。 ・市民や事業者等に対して、障がいのある人への理解を深めるための講演会や研修会を開催した。	A	障がい者の虐待防止のために十分な広報・啓発活動を行うことができた。	現状維持	・条例の周知や障がい理解の促進を目的として、障害者週間記念イベントを実施していきます。 ・条例等の内容を盛り込んでいる「うらやすこころのバリアフリーハンドブック」を市内小学校4年生を対象に配布します。 ・市民や事業者等に対して、障がいのある人への理解を深めるための講演会や研修会を開催します。	障がい事業課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性6

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度		今後の	今後の取り組み内容	担当課	
91	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	② 虐待等の防止のための広報・啓発の実施	子ども・障がい者・高齢者の虐待防止のための広報・啓発をします。また、「浦安市の子どもをみんなで守る条例」及び「浦安市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」の周知を行います。	養介護施設虐待防止のため、虐待が疑われた施設に対し、虐待防止体制の構築に向けた指摘を行った。また、市民後見人向けに高齢者の措置制度について研修を行った。	A	養介護施設、市民等に虐待防止のための情報をお伝えした。	現状維持	引き続き、虐待防止のための周知に努める。	高齢者包括支援課
91	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	② 虐待等の防止のための広報・啓発の実施	子ども・障がい者・高齢者の虐待防止のための広報・啓発をします。また、「浦安市の子どもをみんなで守る条例」及び「浦安市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」の周知を行います。	●令和4年8月27日市民後見人講座にて高齢者虐待について講座実施 ●令和5年1月30日高齢者虐待防止研修会70人参加(民生委員も初めて参加)	A	介護サービス事業所を中心に、高齢者虐待対応研修を実施することで、居宅介護支援事業所を中心に早期から相談が入るようになったが、それ以外の事業所から直接通報する件数は少なく、関係機関への周知が十分とは言えない。	現状維持	通所介護支援事業所、訪問介護支援事業所を中心に、高齢者虐待に関する普及啓発を行うと共に、リスクのある世帯を早期に発見できるようアウトリーチを行う。	中央地域包括支援センター
91	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	② 虐待等の防止のための広報・啓発の実施	子ども・障がい者・高齢者の虐待防止のための広報・啓発をします。また、「浦安市の子どもをみんなで守る条例」及び「浦安市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」の周知を行います。	・PR用チラシなど啓発物資の配布 ・オレンジリボンキャンペーン(児童虐待防止推進月間)における啓発活動 広報うらやす特集	A	コロナ禍であっても、より多くの方に周知できるよう、児童虐待のホームページの充実や学校等でのPR用チラシの配布などを積極的におこなった。	現状維持	令和2年4月1日に改正された児童虐待防止法を受けて「体罰によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者及び、子ども本人に対する支援を社会全体で取り組んでいけるよう、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行います。	子ども家庭支援センター
92	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	③ 虐待等に関する担当課、関係機関との連携	虐待等の問題解決のため、高齢者・障がい者権利擁護協議会、要保護児童対策地域協議会の設置を進め、警察や児童相談所等の関係機関との連携を図ります。	・高齢者・障がい者権利擁護協議会を2回実施し、関係機関との連携を深めた。	A	高齢者・障がい者権利擁護協議会を開催し、関係機関との連携を図ることができた。	現状維持	虐待等の問題解決のため、高齢者・障がい者権利擁護協議会を開催し警察等の関係機関との連携を図ります。	障がい事業課
92	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	③ 虐待等に関する担当課、関係機関との連携	虐待等の問題解決のため、高齢者・障がい者権利擁護協議会、要保護児童対策地域協議会の設置を進め、警察や児童相談所等の関係機関との連携を図ります。	高齢者・障がい者権利擁護協議会開催数 2回	A	高齢者・障がい者権利擁護協議会を開催し、関係機関、有識者も交え、虐待防止に向けた取り組みについて検討した。	現状維持	引き続き、関係機関と連携を図りながら虐待防止に向けた取り組みを推進する。	高齢者包括支援課
92	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	③ 虐待等に関する担当課、関係機関との連携	虐待等の問題解決のため、高齢者・障がい者権利擁護協議会、要保護児童対策地域協議会の設置を進め、警察や児童相談所等の関係機関との連携を図ります。	●令和4年7月26日、令和5年3月20日高齢者・障がい者権利擁護協議会実施	A	高齢者・障がい者権利擁護協議会では、関係機関との連携を図り、高齢者虐待対応事例の報告、身寄りのない高齢者の金銭管理等の事務について問題提議を行うことができた。	現状維持	引き続き、虐待や権利擁護に関する問題解決のため、高齢者・障がい者権利擁護協議会等の機会を活用し、関係機関との連携に努めていく。	中央地域包括支援センター
92	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	③ 虐待等に関する担当課、関係機関との連携	虐待等の問題解決のため、高齢者・障がい者権利擁護協議会、要保護児童対策地域協議会の設置を進め、警察や児童相談所等の関係機関との連携を図ります。	窓口業務において児童虐待の疑いが生じれば、子ども家庭支援センターにつながっている。	B	児童虐待防止に向け、子ども家庭支援センターと連携を図ることができた。	現状維持	引き続き、窓口での聞き取りを行う中で、児童虐待の疑いがある場合は、各相談機関と連携を図っていく。	子ども課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性6

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度		今後の	今後の取り組み内容	担当課	
								A				
92	II. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4) 子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	③ 虐待等に関する担当課、関係機関との連携	虐待等の問題解決のため、高齢者・障がい者権利擁護協議会、要保護児童対策地域協議会の設置を進め、警察や児童相談所等の関係機関との連携を図ります。	コロナ禍での会議開催となるため、毎月の要保護児童対策地域協議会実務者会議については部会に分けての開催。要保護児童対策地域協議会代表者会議においては文書での開催を含め年に2回開催。	A	要保護児童対策地域協議会実務者会議と、代表者会議を開催し、要保護児童の情報共有や連携をスムーズかつ迅速におこなうことができた。	現状維持	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、多くの機関と適切に連携しながら要保護児童対策地域協議会を実施します。	こども家庭支援センター

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性7

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和4年度			今後の 方針	今後の取組み内容	担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由			
93	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(1) 男女共同参画社会の実現に向けた情報の発信	P54	① 男女共同参画に関する図書や情報誌等を通じた情報発信	男女共同参画社会の実現に向け、関連図書や情報誌等を通じた情報発信を行います。	男女共同参画に関する図書を購入したほか、新たなテーマ・課題に関する図書の充実を図るとともに、貸出を行いました。 購入冊数 30冊 蔵書数計 1,207冊 貸出 29人	B	時代の変化、流れを把握し、男女共同参画の推進に資するものや市民のニーズに添った資料を収集・提供しましたが、コロナ禍もあり、貸出が減少したが、ある程度は達成していると判断。	現状維持	引き続き、男女共同参画社会の実現に向け、関連図書や情報誌等を通じた情報発信を行なっています。	多様性社会推進課
93	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(1) 男女共同参画社会の実現に向けた情報の発信	P54	① 男女共同参画に関する図書や情報誌等を通じた情報発信	男女共同参画社会の実現に向け、関連図書や情報誌等を通じた情報発信を行います。	・男女共同参画に関する図書や行政資料の収集、提供に取り組みました。 ・中央図書館と分館では、男女共同参画週間に合わせてパネル展示や関連資料展示を行いました。	A	・資料の収集・提供を通じて、男女共同参画に関する理解を深める機会を市民に提供しました。	現状維持	・男女共同参画やジェンダーに関する図書や行政資料の収集・提供を行います。	中央図書館
94	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(1) 男女共同参画社会の実現に向けた情報の発信	P54	② 情報活用能力を育てる講座の開催	情報を的確に把握・理解し、取捨選択する力を身につけるための講座を開催します。また、関連講座の情報提供を行います。	・「図書館利用講座」(検索機(OPAC)の使い方や図書館資料の予約方法などを学ぶ講座)は、館内で8回、出前講座で1回開催し、合計27人の参加がありました。 ・「創業支援セミナー」(浦安商工会議所との共催)は、8回のセミナーを開催し、延べ168人の参加がありました。参加者には調べ案内(パスファインダー)の配布や、レファレンスサービスのPRを行って図書館利用を促進し、創業に必要な情報を提供しました。	A	・男女が共に参加できる事業を定期的に開催し、図書館利用の促進と市民の情報リテラシーの向上を図ることができました。 ・「創業支援セミナー」により、創業や新事業進出の際に必要な知識を学んでもらうことができました。	現状維持	・今後も継続的に、男女が共に参加でき、情報を的確に把握・理解し、取捨選択する力を身につけるための講座を開催します。また、関連する講座による情報提供も行います。	中央図書館
95	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(1) 男女共同参画社会の実現に向けた情報の発信	P54	③ 子どもたちの発達段階に応じた情報活用能力を育てる講座の開催	発達段階に応じた情報の探し方や的確な活用方法等について、図書館資料を活用した講座等を通じ伝えます。	・図書館職員の仕事を体験する「図書館クラブ—あなたも図書館員」を8月に2回、3月に1回実施し、計18名の参加がありました。図書館への理解を深めるとともに、蔵書の探し方などを学んでもらいました。	A	講座は、男女ともに参加しやすい内容であり、参加者の性別の偏りなく、図書館の仕事や体験し、図書館への理解を深めてもらいました。	現状維持	今後も発達段階に応じた情報の探し方や、的確な活用方法等について、図書館資料を活用した講座等を通じて伝えます。	中央図書館
96	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(1) 男女共同参画社会の実現に向けた情報の発信	P54	④ メディア・リテラシーを高める教育の実施	小・中学校においてスマートフォンやコンピュータ等を利用した情報の扱い方やSNS等の利用など、発達段階に応じた教育を実施します。	児童生徒を対象とした令和4年度浦安市児童生徒情報教育実態調査「ネットやメール、携帯電話やスマートフォンを使うとき、ネット利用のルールやモラル、危険性を意識していますか。」では、肯定的回答は86.5%であった。	B	ICTを活用した授業が年々増加し、その際に教師からメディア・リテラシーについても指導を行っている。いままでの指導の成果が数値として表れており、児童の意識が高まっていると判断した。	現状維持	メディア・リテラシーは、日々情報が更新されており、最新の情報を伝えていく必要がある。今後も発達段階に応じて、実際の事象を基にした指導を推進していく。	指導課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性7

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度		今後の	今後の取り組み内容	担当課	
97	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(1) 男女共同参画社会の実現に向けた情報の発信	P54	⑤ 男女共同参画情報の発行・活用	男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画社会を実現させるための情報紙を発行し、様々な機会を活用します。	うらやすP-Life男女共同参画ニュースVol.25 「知りたい！男性の育児休業」を作成し、市内公共施設や関連講座の参加者に配布しました。 発行部数 6,000部 また、小学4年生を対象とした冊子「P-Life男女共同参画ブックレット」を市内の小学4年生に配布しました。	A	男女共同参画推進のため、様々な情報を発信することを目的に、情報紙を発行しました。 配布に関しては、公共施設での配架や講演会での配布、また、市ホームページでの掲載を行い、市民への情報発信は達成できたと判断。	現状維持	引き続き、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画社会を実現させるための情報紙を発行し、様々な機会を活用し、周知・啓発を行なっていきます。	多様性社会推進課
98	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(1) 男女共同参画社会の実現に向けた情報の発信	P54	⑥ 男女共同参画の視点を踏まえた広報活動の推進★	多言語への対応や高齢者・障がい者への配慮等、男女共同参画の視点を踏まえた情報発信を行います。	「男女共同参画の視点での公的広報・出版物の表現ガイドライン」(素案)を作成しました。	A	広報活動のガイドラインを作成したことで、男女共同参画の視点を踏まえた情報発信を推奨できた。	現状維持	多言語への対応や高齢者・障がい者への配慮等、男女共同参画の視点を踏まえた情報発信を行います。	多様性社会推進課
98	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(1) 男女共同参画社会の実現に向けた情報の発信	P54	⑥ 男女共同参画の視点を踏まえた広報活動の推進★	多言語への対応や高齢者・障がい者への配慮等、男女共同参画の視点を踏まえた情報発信を行います。	広報うらやす(日本語版・英語版・声の広報)、行政情報番組「こちら浦安情報局」、市ホームページ、重要なお知らせ配信サービス、Twitterなどさまざまな媒体を通じて情報を発信しました。	B	あらゆる人が情報を受け取れるよう、さまざまな情報媒体から発信を行いました。重要なお知らせ配信サービスでは、EメールのほかLINEでも情報を受け取れるようになりました。 また、広報うらやすの制作時には、性別に囚われた色味を使用しないなどの配慮を行いました。	現状維持	引き続き、さまざまな媒体を通じて情報発信を行います。また、情報発信時の内容などには配慮をし、男女共同参画の視点を踏まえた情報発信を行っていきます。	広聴広報課
99	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(2) 男女共同参画の理解促進に向けた講座等の実施	P54	① 男女共同参画への理解を深める講座等の開催	男女共同参画への理解を深める講座(出前講座を含む)等を開催します。	【開催講座】 男女共同参画推進講座 「人生100年時代のライフ・キャリアデザイン」(会場・オンライン) (1) 私の「働く」をアップデート 8名(定員40名) (2) 自分らしい働き方へのキャリア戦略 11名(定員40名) ルビナスセミナー(会場) 「後悔しないための離婚の法律知識」35名(定員40名) ルビナスセミナー(オンライン) 「暮らしの中のジェンダー～身近なあたりまえを見直そう」 14名(定員40名) ルビナスゼミ 「私らしい子育て、私らしいキャリア～これからの私に必要なこと」 9名(定員10名)	B	対象を女性に限定しない内容で講座を実施。コロナ禍においても参加しやすいように、会場・オンラインのハイブリッド開催も行いましたが、オンラインに馴染まない市民も多く、男性の参加者も少数で、定員を満たない結果となったことから、ある程度の達成と判断。	現状維持	引き続き、男女共同参画への理解を深める講座(出前講座を含む)等を開催しますが、平日に限らず、土・日曜日の開催など、男性も参加しやすい内容や、各公民館などを利用した開催場所の変更、保育付きとするなど、参加しやすいような講座の企画を進めていきます。	多様性社会推進課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性7

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度	今後の	今後の取り組み内容	担当課			
99	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(2) 男女共同参画の理解促進に向けた講座等の実施	P54	① 男女共同参画への理解を深める講座等の開催	男女共同参画への理解を深める講座(出前講座を含む)等を開催します。	<p><高洲公民館> 「高洲・日の出公民館合同子育てミーティング」11回,53人 「家庭教育講演会」1回,52人 「親子のくつろぎスペース『ここゆる』」3回,10人 「おやこで過ごそう『エスレの時間』」3回,26人</p> <p><中央公民館> 「中央・当代島公民館合同子育てミーティング」10回,108人 「子育て応援講座Ⅱ『あかちゃんと共育ち、みんなで育てて』」3回,60人 「子育て応援講座Ⅲ『ココロの声をきいてみる』」3回,39人 「人権講座『パートナーシップ制度スタート！～人生の主役は自分。多様な愛のカタ子』」3回,33人</p> <p><堀江公民館> 「家庭教育学級」16回,30人 「子育て支援講座」1回,11人</p> <p><富岡公民館> 「家庭教育学級」8回,54人</p>	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、感染拡大前と比較すると実施事業数は減少したが、オンラインを併用した各公民館共通の事業などを実施した。これにより、地域の枠を超えた事業の実施と効果の波及を行えたことから、B評価と判定した。	今後も男女が共に育児参加できる環境整備や、性的少数者への理解の促進につながる講座を継続して開催します。	公民館		
99	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(2) 男女共同参画の理解促進に向けた講座等の実施	P54	① 男女共同参画への理解を深める講座等の開催	男女共同参画への理解を深める講座(出前講座を含む)等を開催します。	<p>令和4年度開講講座の1つとして「うらやすの私らしいコミュニティキャリアを考える ー子育て、介護、家庭も仕事も？ キーワードは「まち」とのつながりー」(全10回・各回90分)を実施しました。女性の自立・活躍推進を目的とした市民活動団体の代表者をコーディネーターとして招き、まちづくりにつなげてもらうようコミュニティキャリアについての授業を展開しました。</p> <p>講座実施期間: 令和4年10月13日(木)～令和5年3月2日(木) 受講生数: 16名 満足度: 99% (全10回のアンケート結果平均値)</p>	A	毎回講座後に行うアンケートの満足度が高く、市民への男女共同参画への理解を深めることができたかと判定した。	終了	講座内容を見直し、男女共同参画の後継として子育て環境づくりの内容で実施予定。	市民大学	
99	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(2) 男女共同参画の理解促進に向けた講座等の実施	P54	① 男女共同参画への理解を深める講座等の開催	男女共同参画への理解を深める講座(出前講座を含む)等を開催します。	<p>・生涯学習課では、各課より挙げられた出前講座メニューをまとめ市民に情報を提供し、市民より要望があった際に、講座の開催に係る調整を行っています。</p> <p>・男女共同参画に関する講座は1件(No.2浦安市の男女共同参画について)情報提供を行いました。申請はありませんでした。</p>	C	令和4年度も市HPでの掲載や公共施設でのパンフレットの配架などにより、市民に情報提供を行いました。男女共同参画に関する出前講座の申請はありませんでした。	・今後も積極的に広報及び周知していくべきと考えます。	現状維持	出前講座に関し、今後も市民へ向けて積極的に広報及び周知を続けていきます。	生涯学習課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性7

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度			今後の	今後の取り組み内容	担当課
100	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(2) 男女共同参画の理解促進に向けた講座等の実施	P54	② 職員向け講習の実施	男女共同参画を推進していくための職員向け講習を実施します。	【開催講座】 男女共同参画推進のための講習会「男女共同参画社会の形成に必要なこと～第3次うらやす男女共同参画プランの課題と行政の役割」30名(対象:関係部署37)	A	男女共同参画推進のための職員向け講習会として、第3次うらやす男女共同参画プランの関連部署を対象とした講習会を行った。職員への意識啓発が図れたと判断し、事業は達成できたと判断。	現状維持	男女共同参画を推進していくため、職員向けの講習や、情報発信を行い、意識啓発を図ります。	多様性社会推進課
	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(2) 男女共同参画の理解促進に向けた講座等の実施	P54	② 職員向け講習の実施	男女共同参画を推進していくための職員向け講習を実施します。	女性リーダーの育成を目的に、千葉県自治研修センターの実施する女性活躍推進研修へ職員を1名派遣しました。	A	千葉県自治研修センターに職員を派遣することによって、十分な理解をえる機会をつくることができました。	現状維持	男女共同参画を推進していくための職員研修への派遣を実施します。	人事課
101	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(3) 次世代に向けた男女平等や自立を育む教育の推進	P55	① 男女平等教育の推進	保育園、幼稚園・認定こども園、小・中学校において発達段階に応じた男女平等教育を推進します。	令和2年度から計画された園服の色統一については、令和3年度は、年中児が統一され、令和4年度は、全園児統一されました。(年少児は、園服なし) 保育園、幼稚園・認定こども園では、対応や環境づくりで、性別による固定的な意識を植え付けることがないよう配慮し、男女平等教育を推進しました。	A	幼稚園・認定こども園の園服の色統一については、計画どおり進められました。また、保育園、幼稚園・認定こども園では、園児への対応や保育環境などに配慮し、男女平等教育を推進しました。	現状維持	引き続き、保育園、幼稚園・認定こども園では、園児への対応や保育環境などに配慮し、男女平等教育を推進します。	保育幼稚園課
101	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(3) 次世代に向けた男女平等や自立を育む教育の推進	P55	① 男女平等教育の推進	保育園、幼稚園・認定こども園、小・中学校において発達段階に応じた男女平等教育を推進します。	園・学校訪問等の機会において、男女平等教育を含む人権教育の計画や実施状況等について確認し、指導・助言を行った。園・学校は、教育活動において、男女平等の意識を含めた人権意識の醸成を図った。	B	園・学校訪問等において、道徳や家庭科等の教科だけでなく、教育活動全体で男女平等教育を含む人権教育の計画や実施状況を確認することができたため、一定の成果があったと判定した。	現状維持	引き続き、小・中学校において発達段階に応じた男女平等教育を推進する。	指導課
102	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(3) 次世代に向けた男女平等や自立を育む教育の推進	P55	② キャリア教育の実施	小・中学校において、勤労観・職業観を育む教育を実施します。	新型コロナウイルス感染防止のため、受け入れ先や実施規模の関係から、職場体験を行った学校は中学校では9校中1校のみであった。小学校では校外学習の中で体験や見学を行った学校が17校中10校あった。	C	年度当初の計画の時点で、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、受け入れ先の減少や実施規模を縮小することが求められていたため、職場体験等を計画・実施することが難しかったため下降判定とした。	強化	児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりに見直しをもち、地域・社会と連携して体験活動の充実を図れるよう、キャリア教育研修会において中学校区ごとにキャリア連携プランの見直しを図っていく。	指導課
103	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(3) 次世代に向けた男女平等や自立を育む教育の推進	P55	③ 次世代リーダーの育成	中学校生徒を対象に、リーダーとしての資質・能力や郷土愛を育むことを目的とした学びの場を提供します。	市立中学校の生徒18名を対象に、ふるさと清安を担うリーダーとしての資質・能力の向上を図ることを目的に、地元で活躍している人等の講話の聴講や体験活動、集団討議などの研修を行った。	B	令和4年度の事業は令和5年8月に終了する。事業終了後に受講生、保護者、教員にアンケートを取り、本事業の充実度や取組に対する評価を調査する予定である。	現状維持	引き続き、市立各中学校の生徒会活動と連携を図りながら研修を実施し、ふるさと清安を担うリーダーを育成していく。	指導課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性7

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度			今後の	今後の取り組み内容	担当課
104	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(3) 次世代に向けた男女平等や自立を育む教育の推進	P55	④ 性教育及び性感染症に関する予防教育の実施	小・中学校において互いの性を理解し、尊重できるよう発達段階にあわせた性教育を実施します。また、中学校においてエイズや性感染症の知識や予防に関する教育を実施します。	小学校17校、中学校9校で実施。	A	発達段階に応じた性と生命にかかる講話を行うことで、将来に向けて「いのち」や自分自身を大切にすることを意識の向上を図ることができた。	現状維持	予算措置の状況を見据え、児童生徒が「いのち」に関する諸問題に対して、必要かつ適切な行動が取れるよう引き続き、実施していく。	保健体育安全課
105	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(3) 次世代に向けた男女平等や自立を育む教育の推進	P55	⑤ 保護者への思春期に関する理解を促す講座の開催	小・中学校の保護者に向け、思春期の心やからだの変化について理解を促す講座を開催します。	令和4年12月15日(木) 15:00～16:30 市役所S4～S6 学校保健会健康教育講演会「性のトラブルを相談してもらえよう大人になるために」 当日参加125名 講師 行徳総合病院 婦人科 医師 坂本 愛子 氏	B	各小中学校の課題の一つである、子どもの「性のトラブル」への対応等について、講義をしていただいた。保護者の関心が高いテーマであり、多くの方に参加いただいた。	現状維持	今後も、子どもたちの健康課題等保護者の要望に応じた議題を提供していきたい。	保健体育安全課
106	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(3) 次世代に向けた男女平等や自立を育む教育の推進	P55	⑥ 人権・男女共同参画の理解を促す教職員研修の実施	人権・男女共同参画を推進していくための教職員研修を実施します。	市立各小中学校の学校人権教育担当を対象に、9月に研修会を行った。内容は、ヤングケアラーについてや千葉県学校人権教育研究協議会の伝達である。	E	基本的な人権について確認するだけでなく、ヤングケアラーという新たな人権課題を取り扱い、啓発できたことは一定の成果と考える。男女共同参画について取り扱うことはしなかった。人権については毎年研修を行うが、男女共同参画に関する内容を毎年行うことは難しい。	終了	指導課では、様々な人権課題を扱いながら人権教育の研修を実施していく。男女共同参画については毎年研修が必要な場合は、多様性社会推進課で行うことが妥当と考える。	指導課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性8

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和4年度			今後の方針	今後の取り組み内容	担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由			
107	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8. 推進体制の強化	(1) 男女共同参画社会実現に向けた取組の推進	P57	① 男女共同参画推進に向けた各種会議の開催	有識者、団体代表、市民で構成される男女共同参画推進会議を設置し、男女共同参画に関する施策について、総合的かつ計画的な推進を図ります。	男女共同参画推進会議を2回開催し、「行政刊行物等におけるガイドライン(素案)」など、本市の男女共同参画に関する施策・事業について、報告、意見交換を行いました。	A	男女共同参画推進会議を2回開催し、「行政刊行物等におけるガイドライン(素案)」など、本市の男女共同参画に関する施策・事業について、意見交換を行っていることから、達成はできていると判断。	現状維持	引き続き、男女共同参画推進会議を開催し、本市の男女共同参画に関する施策・事業について報告、意見交換を行います。	多様性社会推進課
108	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8. 推進体制の強化	(1) 男女共同参画社会実現に向けた取組の推進	P57	② 男女共同参画推進のための庁内連携★	庁内各事業に男女共同参画の視点が取り込まれるよう、男女共同参画に関する情報の共有や連携を行います。	実施なし	E	庁内各事業に男女共同参画の視点が取り込まれるよう、情報の共有や連携を目的として、各部の次長で構成される男女共同参画庁内推進会議を開催し、事業調査の報告、課題についての検討等を行うところですが、会議の開催がなかった。	現状維持	庁内各事業に男女共同参画の視点が取り込まれるよう、情報の共有や連携を目的として、各部の次長で構成される男女共同参画庁内推進会議を開催し、事業調査の報告、課題についての検討等を行います。	多様性社会推進課 (庁内各課)
109	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8. 推進体制の強化	(1) 男女共同参画社会実現に向けた取組の推進	P57	③ 男女共同参画推進の拠点としての管理・運営	男女共同参画を推進する拠点として、相談業務・情報発信等を実施します。	男女共同参画を推進する拠点施設として、情報の収集、発信、女性のための相談体制、交流の場の提供を行いました。	A	相談業務、情報収集、発信など、各事業を実施することで、男女共同参画を推進する拠点としての役割を果たすことができたことから、達成はできていると判断。	現状維持	引き続き、男女共同参画を推進する拠点として、相談業務・情報発信等を行なっていきます。	多様性社会推進課
110	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8. 推進体制の強化	(1) 男女共同参画社会実現に向けた取組の推進	P57	④ 男女共同参画推進への交流・ネットワークづくり	多様性社会推進課の事業を通じて、市民との交流の場を設けるほか、市内の男女共同参画推進に取り組む団体同士の連携や、近隣自治体の男女共同参画の担当部署との連携を図ります。	男女共同参画団体登録 1件 登録団体がファンレターを務めるゼミナール形式の講座を実施し、交流の場を提供しました。(1回) 近隣市担当者との情報交換等は適宜行いました。	B	交流スペースを設け、学習・交流の場の提供はしているが、コロナ禍もあり、利用は減少している。 近隣市担当者との情報交換等は適宜行っていることから、ある程度の達成と判断。	現状維持	多様性社会推進課の事業を通じて、市民との交流の場を設けるほか、市内の男女共同参画推進に取り組む団体同士の連携や、近隣自治体の男女共同参画の担当部署との連携を図ります。	多様性社会推進課
111	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8. 推進体制の強化	(1) 男女共同参画社会実現に向けた取組の推進	P57	⑤ 行政刊行物等におけるガイドラインの作成★	市が発行する刊行物等において、男女共同参画及び性の多様性に配慮した作成ができるようガイドラインを作成します。また、ガイドラインの活用について、事業者等へ周知・啓発を行います。	「男女共同参画の視点での公的広報・出版物の表現ガイドライン」(素案)を作成しました。	B	「男女共同参画の視点での公的広報・出版物の表現ガイドライン」について、素案は作成出来ていることから、ある程度の達成と判断。	現状維持	ガイドラインを庁内職員向けに提示し、活用してもらう。また、ホームページにも掲載し、市民・事業者等への周知・啓発を図ります。	多様性社会推進課
112	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8. 推進体制の強化	(2) 男女共同参画に関する調査・研究の実施とプランの進行管理	P58	① 市民などを対象とした意識調査の実施	市民・事業所・職員を対象に、男女共同参画社会づくりに関する調査を実施します。	実施なし	E	男女共同参画プランの策定、改訂の前年に実施のため。	現状維持	「第3次うらやす男女共同参画プラン」の改訂の前年に実施予定。	多様性社会推進課
113	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8. 推進体制の強化	(2) 男女共同参画に関する調査・研究の実施とプランの進行管理	P58	② 各種統計や国等の情報収集及び調査・研究の実施	市内、国内外の男女共同参画社会に関する統計の調査・研究を実施します。	国・県・研究機関や各種団体が発行した冊子や情報誌の収集を行い、情報提供を行いました。	B	国・県・研究機関や各種団体が発行した冊子や情報誌、調査の収集を行い、情報提供も行っていることから、ある程度は達成していると判断。	現状維持	市内、国内外の男女共同参画社会に関する統計の調査・研究を行なっていきます。	多様性社会推進課

II 基本事業進捗一覧表

施策の方向性8

No.	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み	主な内容	令和4年度			今後の	今後の取り組み内容	担当課
114	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8. 推進体制の強化	(2)男女共同参画に関する調査・研究の実施とプランの進行管理	P58	③ 計画の進行管理	市が実施する関連事業の進捗状況調査を実施し、着実な事業の執行に向け進行管理を行います。	実施なし	E	「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」の計画期間の最終年である令和3年度実施事業調査については、着手する時期が遅れてしまったことから、年度内の進行管理ができなかったため。	現状維持	「第3次うらやす男女共同参画プラン」における令和4年度実施事業調査報告書と合わせて、実施する。	多様性社会推進課
115	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8. 推進体制の強化	(2)男女共同参画に関する調査・研究の実施とプランの進行管理	P58	④ 男女共同参画条例の調査・研究	男女共同参画条例に関する先進事例の調査・研究を行います。	他市の状況等について情報収集を行いました。	B	必要に応じて、他市の状況等について情報収集を行っていることから、ある程度は達成していると判断。	現状維持	男女共同参画条例に関する先進事例の調査・研究を行なっていきます。	多様性社会推進課